

平成18年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第4号

平成18年12月12日(火曜日)

議事日程第4号

平成18年12月12日(火曜日)

午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

応招議員 29名

出席議員 27名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	7番	平野	久樹君
8番	田原	実君	9番	五十嵐	哲夫君
10番	松尾	徹郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田	長門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	文勢子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	五十嵐	健一郎君	23番	山田	悟君
25番	大矢	弘君	26番	畑野	久一君
27番	野本	信行君	29番	新保	峰孝君
30番	松田	昇君			

欠席議員 2名

24番 池 亀 宇 太 郎 君

28番 関 原 一 郎 君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米 田	徹 君	助	役	栗 林	雅 博 君
収 入	役	倉 又	孝 好 君	総 務 企 画 部 長		野 本	忠 一 郎 君
市 民 生 活 部 長		小 林	清 吾 君	建 設 産 業 部 長		渡 辺	和 夫 君
総 務 企 画 部 次 長		本 間	政 一 君	企 画 財 政 課 長		織 田	義 夫 君
総 務 課 長		小 林	忠 君	青 海 事 務 所 長		山 崎	利 行 君
能 生 事 務 所 長		田 上	正 一 君	福 祉 事 務 所 長		小 掠	裕 樹 君
市 民 課 長		荻 野	修 君	商 工 観 光 課 長		田 鹿	茂 樹 君
市 民 生 活 部 次 長		早 水	隆 君	建 設 課 長		神 喰	重 信 君
健 康 増 進 課 長		田 村	邦 夫 君	ガ ス 水 道 局 参 事		細 井	建 治 君
農 林 水 産 課 長		吉 岡	隆 行 君	教 育 長		小 松	敏 彦 君
新 幹 線 推 進 課 長		黒 坂	系 夫 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長		月 岡	茂 久 君
消 防 長							
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長							
教 育 委 員 会 教 育 次 長				教 育 委 員 会 文 化 振 興 課 長			
生 涯 学 習 課 長		山 岸	洋 一 君	歴 史 民 俗 資 料 館 長 兼 務		山 岸	欽 也 君
中 央 公 民 館 長 兼 務				長 者 ケ 原 考 古 館 長 兼 務			
市 民 図 書 館 長 兼 務							
勤 労 青 少 年 ホ ー ム 館 長 兼 務							
監 査 委 員 事 務 局 長		広 川	亘 君				

事務局出席職員

局	長	斉 藤	隆 嗣 君	次	長	小 林	武 夫 君
主	査	松 木	靖 君				

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、24番、池亀宇太郎議員、28番、関原一郎議員であります。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3番、笠原幸江議員、29番、新保峰孝議員を指名いたします。

日程第2．一般質問

議長（松尾徹郎君）

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順に発言を許します。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

おはようございます。新生クラブの高澤です。

糸魚川クアリゾート（株）への補助金についてお伺いをいたします。

糸魚川クアリゾート（株）、これは平に言えばひすいの湯ということなんですが、これへの補助は平成17年度の3,200万円から平成18年度は800万円増額の4,000万円となっております。市民の健康増進に対しての費用は、でき得る限り予算づけをしていただきたいと思いますと思いますが、財政の厳しい折、見直しが必要ではないかと考えます。

地方自治体の財政は糸魚川市だけに限らず、押し並べて厳しいものになっています。冗費をなくするために、あるいはより一層の効率化を図るために行政改革に取り組み始めた現在、この補助をこのまま続けることは、行政改革との整合性に欠けると思われます。

以下、伺います。

- (1) 補助の目的の中に、施設の維持管理費補助がうたわれていますが、通常は事業に対する補助ではないでしょうか。
- (2) 維持管理費などの一部を助成するとなっておりますが、一部が4,000万円なのか。
ちなみに、全体だと年間維持管理費は幾らなのか。
- (3) この補助は合併前から施行していましたが、現在までの補助金総額は幾らになっておりますか。
- (4) 補助金の最高限度額を4,000万円としていますが、補助対象者を糸魚川クアリゾート（株）としていません。市内に類似施設があるときに、どのように対処するのか。

(5) 普通、補助金を交付するに際しては、補助金交付申請書があり、細かな項目があります。
この場合、どのような内容で審査をし、決定しているのか。

また、少なからぬ補助金がどのように使われ、どれだけの効果を上げているのか。市当局は調査、統計などデータの処理をどのようにしているのか伺います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

高澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目につきましては、糸魚川クアリゾートへの補助金の目的である、市民が健康づくりに取り組みやすい環境整備を行うため、施設の維持管理費等の一部を助成しているものであります。

2点目の維持管理経費等の一部が4,000万円であるかという点につきましては、ご指摘のとおり維持管理費等の一部であります。

3点目の現在までの補助金総額であります。平成17年度末までに委託料として支出した額が約1億8,000万円、補助金として支出した額が2億8,000万円であります。

4点目の類似施設がある場合につきましては、交付要綱に基づく施設であれば補助対象として対処いたします。

5点目の補助金の交付に際しましては、糸魚川市補助金等交付規則に基づき審査をし、決定いたしております。

また、補助金の使途等に関しましては、交付規則に基づく実績報告書のほか、企業の決算報告書や毎月の利用状況報告書などを提出させていただいております。

効果につきましては、平成17年度の市民の温泉利用10万5,948人、プール利用3,229人、合計10万9,177人であり、それぞれ市民の健康づくりに寄与しているものと感じております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長の答弁もありますので、よろしく願いいたします。

12番（高澤 公君）

議長、ちょっと休憩をお願いします。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

委託料というのは事業をしなければいけない本体があって、それを外部に委託するという形になると思うんですよ。市が委託料を払うということは、市がここの事業主になってやっていたことがあったんですか、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

平成10年ごろまでは、委託料という形で支出をしておりました。というのは当時、市外の人と市民の人との差額を委託料として支払って、市民が健康しやすい事業を、このクアリゾート会社に委託するという意味で、委託料として支出しておりましたので、平成6年から平成10年の間は委託料、その後は補助金という制度に変わったということで、今出したものの趣旨は、全体の支出額はどうかという趣旨のようだったものですから、それも含めて申し上げましたが、補助の額は幾らかということになりますと11年以降になりますし、委託料として支出しておいたのは、平成6年から平成10年ということですから、先ほどの市長の答弁のような数字になったものでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

民間会社の事業を部分的に委託するというのは、ちょっとこれはおかしいんでないかと思うんですが、これは私の問題とそう差し支えないんですが、委託料という考え方でいいんですかね。

野本部長、どうですか、そこら辺は。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

いろんな施設の管理を委託するとかというような委託料と、それから仕事を委託する場合がございます。以前の仕事では、そういった健康といったようなことについて、そこに施設があったものですから、市民のそういったものを、そこをお願いをしたというような形の中の委託料ということで、対応したものだということふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

そういうふうにご経過してきたということですから、合併前の糸魚川市のことですから、これ以上

は突っ込みません。

それでは改めて質問に入りますが、これは今の市長答弁では、1番の項目ではあまりはっきりした説明ではなかったんですけども、この場合、そうすると事業に対する補助金ではなくて、経営補助というふうな形の補助金になるのでしょうか。そこら辺、ちょっとお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

お答え申し上げます。

この種の政策的な助成につきましては、目的達成のために何を、どの部分を助成するかがポイントになると思っております。この補助要綱では、維持管理費等の一部を助成することが、目的達成のために必要ということから、この要綱に基づいて支援をしているということになります。

なお、事業名というお話がありましたが、予算上事業名は健康づくり施設助成事業という事業には位置づけております。なお、また補助金交付要綱では、市民健康づくり施設管理運営費補助金交付要綱ということで、そういう位置づけのもとに、これも事業としてとらえております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

事業としてとらえるということで、事業補助、奨励的な補助金ということで分類されるということですね。

それで私の2番目の質問では一部が4,000万円、この要綱でいくと一部を補助するということになっています。それで一部が4,000万円、そうするとこれは全部で維持管理費というのは、幾らかかっておるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

具体的な維持管理費、企業の維持管理費ということになると企業の経理にかかわることになりますので、この場での答弁は控えるという立場で申し上げますが、私どもは交付申請、あるいは実績報告をいただいておりますので、そういう中で新市になって決算を結びましたのは17年度ということでありまして、17年度で申し上げますと、実績報告におきまして補助対象となる維持管理経費の額は、補助額と同額の3,400万円ということになっております。なお、また私どもはこれを上回る維持管理費の総額を決算書で確認しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

今の課長の答弁では、これを上回る決算書をいただいとる。だけれども補助対象となるのは3,200万円だということなんでしょう。そうすると、この要綱では施設の償却費及びメンテナンス費相当額を参考に算出するとなっている。それで補助対象になる要綱、全額出しとるということですね。これは補助対象になるから全額出してもいいんだけど、算定基準というふうなものは、どういうふうになっとるんですか。それは一企業のことだから言えないと言いますけれども、これだけ大きい補助金出しとるんだから、それぐらい言たっていいんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

この補助金の場合は今おっしゃったように、償却費とメンテナンス費の相当額を参考に、4,000万円を限度としてということで、言い方としては、何々を対象事業に掛ける何分の何という言い方ではありません。そういう中で、こういうものについては実績報告等では、補助対象の額と、それから補助金をいただく額と、それが満度に満ちていれば、その額で申請してくるとというのが、こういう例としてあります。そういう中で、私どもはそれを上回るといいますか、維持管理費が参考とする交付要綱に基づいたものが、これを上回るかどうかを確認するということが、私どもの立場になると思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

そうすると、償却費及びメンテナンス費を参考に算出するとなっているんですが、算出はしないで、要求があったものについては出しとるということですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

額は、ちなみに平成17年度の場合、決算額で3,400万円でございますが、これにつきましては、いわゆる交付基準で該当した額、それを予算の範囲で認めるということになれば、その額を私どもは実績報告の額で出てきてますから、それを対象として認めておりますが、その対象となる額は、さらにそれを上回っているかどうかを確認して、その範囲におさまったものを書いてきているわけですから、それはそれでその額の範囲内で、予算の範囲内で、支出できるということでの状況で支出させていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

算出してるか、してないか。

議長（松尾徹郎君）

簡潔に、算出してるかどうかということ聞かれているので、簡潔に答弁。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

算出しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

先ほど市長の答弁では類似した施設があれば、それも補助対象にしていくというふうな考え方があるということなんですが、この要綱を満たす施設というのは、少し手を加えれば、この要綱を満たす施設というのは、糸魚川市に私は2つ3つあると思うんですよ。それをもしその要件を満たせば最高限度額4,000万円で、また補助をしていくのかどうか、それをちょっとお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

ただいまの類似施設があった場合の補助の考え方なんですけども、基本的には限度額4,000万円という形になっておりますが、あくまで予算の範囲内という条例がついておりますので、一律に類似施設があれば、すべてが4,000万円という形にはならないと思います。あくまで必要な予算を認めていただいた中で、複数あるのであれば、その中で申請を審査した中で、補助額を決定していくというような形になるかと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

これはそうすると、これの補助の目的のこの補助全体で4,000万円になる。あるいは、補助申請する1件ごとに4,000万円、そこら辺はどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

基本的には、4,000万円という形で考えていただいて結構かと思いますが、ただし、やはり予算の中でという制約がございますので、あるいはこういった形で申請といいますか、事前の補助金申請、予算作成に当たって次年度の打診といいますか、どのくらい補助希望があるのかというようなことを、あらかじめ確認する必要があるわけなんですけど、その中で出てきた額、これについて趣旨、その目的に照らして妥当かどうかという判断をした上で、4,000万円を限度に幾ら補助をするかというようなものが決まっていくかというふうに思っております。

12番（高澤 公君）

1件ごとにとこの。

市民生活部長（小林清吾君）

1件ごとに、その内容を審査の上で額が決まっていきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

そうすると、1件ごとに上限が4,000万円を取り扱っていくということですね。

先ほど課長の答弁では、これは経営補助ではない、財政援助補助金ではないんだと、事業の補助金なんだという言い方をしました。事業の補助金ということになれば、予算書、決算書に細かな説明書があるんじゃないですか。何にも載ってない、これで事業の補助金と言えますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

お答え申し上げます。

事業補助金といえるかどうかということなんですけど、先ほども申し上げましたように、予算上もそういう事業の位置づけの中で、今、補助金交付要綱に基づいて支出をしているということを申し上げて、そういう中では事業に対して、それに基づいて支出しとるということでありまして。それ以外、答える言葉はございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

議長、もう少し明確な答えが欲しいんですが、そのようにしていただきたいと思っております。

それで事業としてとらえれば、健康増進課の事業であるんなら、私がこの一般質問の書面でも出しているように、その4,000万円という大きな補助金の使われ方、その効果、そういうものを調べているのかどうか。事業なら、それをやらなきゃいけないでしょう。どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

事業でございますので、毎月、利用状況等を報告いただいておりますし、年度の利用状況、そういうものを集計しながら推移を見ております。

なお、こういうことにつきまして健康づくり、あるいは医療費の削減に、どれだけの効果がどうだったということにつきましては、医療費全体の形を平成6年ぐらいから見比べておりますけれども、平成12年、3年に1人当たりの利用料のピークがあって、今はやや、国民健康保険だけの医療費で見ますと下がっておりますけれども、これとて医療制度改革なり、それから診療報酬の問題があったり、さらには介護保険の導入があったりということなものですから、これをどうかというのは結びつけられませんが、温泉は100万人近い利用があるわけですから、それを1つの成果として考えております。

失礼いたしました。言い方が悪かったです。過去の経過ということになれば、平成6年から平成17年という長い年月の中で、100万人近い利用をいただいたということも成果だと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

そうすると事業ということで、そういう調査もしているんだということであれば、この予算書、決算書の説明欄の方に、どうしてあなた方は経費を上げてこないんですか。経費ゼロでやっとなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

予算・決算書の件につきましては、全体の予算書、あるいは決算書調整の中でどうあるべきか。今ご指摘いただいたので、これから考えさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

そういうことを聞いとるんでないんだ、これからどうするかということを知っているんでない。どうしてここに上げないのと聞いているんだ。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

予算書、決算書の書式の関係ですけれども、補助金事業につきましては、補助金ということで明示はしてありますけれども、算出根拠なり明細までは、この本には記載をしないというのが一般的であります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

そういうことじゃなくて、4,000万円という大きな補助金の追跡調査をしてるんだと言ってるから、その追跡調査にかかった費用というのを、どうしてここに上げてこないのと言っているんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

大変失礼いたしました。

それは通常の健康づくりなり、私どもの課の事務の中で業務の一環としてやっておりますので、特にここに計上するほどの額には至ってないものですから、衛生費の総務費の中で対応しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

その追跡についても非常に4,000万円という金額から比べれば、私は不十分なものであるというふうに思いますよ。

それで補助金の中には、要するに財政援助補助金という項目もあるんです。そういう形でもいいんです。私の推測ですが、これは健康増進課の4款で載ってきますけれども、健康増進課でも、あるいは政策的なものがあって、ここに載ってるだけの話だということで、力が入ってないんじゃないの。どうですか。4,000万円の補助金の裏づけというのは、私はかなり経費がかかると思うんですけどね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

旧市から受け継いで、新市になりましても、それを継続させてもらっております。なお、そういう中で継続した事業を進めて、大きな事業でございますので、私どもは関心を持って進めさせていただいてるつもりでございます。

なお、今後の健康づくりの中でどうかというのは、これから考えていかなきゃなりませんけれども、そういう健康づくりを担っているという分野では、額も大きいわけですから、ご指摘のように関心を持って取り組んでおります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

関心を持って取り組んでいるというので、関心がないんじゃないかということも言えませんが、関心を持って取り組んでおるんだったら、幾らかの冊子でもって、今まで合併してから2年近くあるんですよ。そういうもので少々説明があったり何かしても、私はいいと思いますよ。

それで野本部長にお伺いしますが、これはやはりある程度政策的なものもあるだろうし、あるいは産業育成というふうな形のものもあるだろうし、政策的なもの、政治的なものがあるんだったら、野本さんのところで載せるべきだと思うし、あるいは産業育成ということでやるんだったら、商工費で載せるべきであろうし、そこら辺はどう考えますか。どちらにウエートがあって、これからも市民生活部の方へ載せるのか、調整はどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

この費用等については、今まで健康管理ということでやってきた仕事でございます。それから、もう1つは先ほども高澤議員の方で、いわゆる経営補助といいますか、そのようなお言葉もちょっとあったかと思うんですが、そういうような使い方というのは、やはり市の補助金として一般の私企業に出すべきものではないというふうに認識しておりまして、ある1つの目的、先ほど荻野課長が申しあげましたように、事業目的を持ったものは何が一番多いのかという中で、健康管理というところで支出しているというのが、今の現状でございます。ただ、この額をどうするかということについては、また別の問題かとは思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

次年度以降もこのままいくと、この款でいくと、4款でいくということですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

今、総合計画の実施計画の中でもいろいろ検討しておるんですけども、来年度については、4款でというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

質問の観点をちょっと変えますが、合併して新市になって、この温泉施設というのが9カ所で12施設ぐらいあると思うんです。その中で私は、このひすいの湯というのは非常に立地条件のいいとこだと。車で10分、15分走れば、糸魚川市民全体の3分の2ぐらいが対象になるだろうと思いますね。それで糸魚川市にある施設、これは日帰り温泉ですが、日帰り温泉の入り込み数、今この場合では約19万人ですか。ほかの施設ではどうですか。

議長（松尾徹郎君）

高澤議員に申し上げますが、やや今の質問に対しては通告外のようにも思いますので。

答弁できますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

私が今手持ちでありますのは、温泉の利用者として今話題にされている健康づくり施設の利用者ということで、17年度の場合、市民が8万3,271人、それから、そうでない人が2万2,677人、全体で10万5,948人という、こういう利用者はつかんでおりますけれども、全体の例えば市内各地にある温泉の利用者はどうかというのは、私の所管外ということもあって、今ここに手持ち資料は持っておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

今、統計といいがわの中の観光客の入り込みの関係で、温泉全体では17年度、25万1,970人という統計が出ております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

私は先ほどから言っとるように、健康増進にかかる部分の施設ではあるけれども、健康増進にか

かる何項目かありますよね。例えば、もちろん温泉に入ることもそうですし、機械を使って体を鍛えることもそうですし、プールで泳ぐこともそうだ。そういうものの補助じゃなくて、施設の管理運営費を補助するということになっとなるから、どうもおかしいなと思うんですよ。施設の管理運営費で補助するんであれば、議長は先ほど質問は通告外だというふうにおっしゃいましたが、施設の維持管理費ということであれば、ほかの施設もやはり温泉であり、また少し手を加えれば、この条件を満たすところもあるわけで、そういう意味では、私は非常に不公平感がある。

入り込み客数を聞いたのは、このひすいの湯よりもっと営業期間も短い、制限されるところもあるし、お客さんの少ないところもある。そういうところに補助をしないで、ここに4,000万円補助してる。一番有利なところにある温泉施設に4,000万円も補助してる、非常に私は不公平感があると思うんですよね。それでお尋ねしたんですよ。これは純粹に健康増進にかかる部分で、プールを持っていて、そのインストラクターの費用を出してやるとか何だとか、健康器具を買ってやるとか、あるいは買ってリースさせるとか、そういう補助なら私はわかるんですよ、そういう補助であれば4款でもいいと思う。ただ、これは施設の維持管理費、運営費ですよ、これは。それなのに4,000万円も出すということは、この糸魚川市域の中の類似した施設、これには当てはまらない、今要綱には当てはまらないかもしれないけれども、営業してる施設に対して私は非常に不公平だと、施設の維持管理費なら不公平だと私は思いますよ。

それで、その補助対象となる、この施設ばかりじゃなくて、今、糸魚川市の中で補助金をいただきたい、あるいはもらってるというものはあるんですが、その補助金申請の内容だって非常に厳しいものです。市長が言われてるパワーアップ事業ですか、あれでも半額で2年という期限がついてる。それなのに、これは維持管理費、運営費で、毎年毎年これだけの金額を出す。これは総体的に見て、不公平感がものすごく募ってくるんですよ。

ちなみに荻野課長、またこれ議長の方から何か言われるかもしれませんが、青海の健康づくりということで、はつらつ運動教室というのがあるんですが、その内容、実態をわかっておりますか。補助金の関係で。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

今ここで答弁できるような具体的な状況は、ちょっと数字の上では承知しておりません。

失礼いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

これはお年寄りの皆さんが自主運営をしている会です。発足当初は補助金をいただいた。ところが今言うように、1年なり2年なりで補助金はなくなった。今皆さんが1万円の年会費を出して運営しとる、この人たちは自前でやっとなるんです。ところが今、一番運営がやりやすいここに、4,000万円もの補助を出しとる。本当にこれは不公平じゃないかと私は思いますよ。

あるいは、健康増進にかかわりないことなんですが、補助金という関係で、議長、お願いします。糸魚川市でいろんなサークル、グループをつくってやってる事業がありまして、補助金申請してますわね。美山のあたりでいろんなイベントをやります。彼らもやっぱり補助金があるかないか、あってもわずかだと思う。ただ、その波及効果というのは大きい。美山の陸上競技場、あるいは野球場、あるいはこの広大な駐車場を使ってやる事業の波及効果の1つとして、フォッサマグナの方はどういう効果をつかんでおりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸文化振興課長。〔教育委員会文化振興課長 山岸欽也君登壇〕

教育委員会文化振興課長（山岸欽也君）

お答えします。

波及効果ということでございますが、ことしは入場者が、新聞報道でございますが、2万5,000人ということ。それからショップでの売り上げが、83万5,000円というふうにお聞きしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

今の文化振興課長の関連のところ、我々としてはその事業に対して商工観光課の方から補助金を出させていただいております。運営補助ということであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

私は補助金をもらっても、わずかだと思うんですよ。市域の中では、そういうものをもらいながら、非常に活発に活動して波及効果を出しているところもある。今、文化振興課長が言われる八十何万円売り上げがあったというのも、平日はどれぐらいなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸文化振興課長。〔教育委員会文化振興課長 山岸欽也君登壇〕

教育委員会文化振興課長（山岸欽也君）

お答えします。

平成17年の決算でございますが、1,450万円ほどでございますから、1日平均に直すと大体4万円強という数字でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

1日平均4万円のところを、わずかな補助金で活発にやって、80万円も売り上げを伸ばしているところもある。そういうことを考えると、要するに手弁当でやっている、自分たちで会費を出してやっている。そればかりでなくて、それが目的でないんだけど、活動することによって80万円もの波及効果が出ている。補助金って、私はそういうもんだと思うんですよ。

この4,000万円の補助金の裏づけで、向うから出てきたデータで1日何人です、年間何人ですというふうなことは、私は追跡だとは思いませんが、改めて課長、どうですか、これは。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

いろいろな考え方はございますけれども、これは旧市で始まったものでございます。当時は温水プールが欲しい、あるいは福祉センターのようなフィットネスなり、市民が気軽に入れる入浴施設、当時は日帰り温泉も今ほどなかったものですから。そういう中でいろいろ要望があって、公営では難しいということの中で、平成6年に市制施行40周年という中で、市民の健康増進のために健康都市宣言をやった。その中で当時、民活ということでございましたんで、民活という中でやってきた。そういう中では、市が直営で施設を建てたり、それからみずから管理をしてきてないわけです。そういう施設の償却も、あるいは施設の管理費も出してない中で、こういう中で補助金という形で、健康づくり施設事業ということで助成をしてきたと、こういうことでありますので、今おっしゃった、あくまで補助金という中で、そういうものとお比べになっておりますけれども、そういう意味があったと私は受けとめております。そういう中で、これからじゃあどうあるべきかということについては、健康づくりという中で、どれがどうかというのは、それは私が答えるんじゃないくて、もうちょっと高いところで答えることになると思いますけれども。

いずれにしろ、そういう経過を踏まえて建ててこなかった、それから管理してこなかった。その分が、こういう中で民活として運営されているという、その辺の事情も考えていただきたいと私は考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

私が思うに、この補助金というのは健康増進という部分では、あるいはある程度効果が確かにあったらと私は思いますよ。それで今、国で進めている健康21、それから始まって健康増進法の施行、国もいろいろ力を入れていきます。この健康21がたしか平成10年だったと思うんですが、その前に平成6年から、こういう名目で補助制度を設けてやってきた。私はこれはこれで評価をしたいと思うんです。

ただ、今話をしたように、国も健康増進ということに非常に力を入れてきた。それによって市町村も、ある程度やってきた。私は今住民の意識として、健康志向というのが非常に高まってきたんじゃないかと思います。そんなときに、やはりこの不公平感が残るような補助制度は、なくすべき

だと私は思います。

それで、この糸魚川市も青海の須沢に、仮称ですが健康センターをつくる。それで一生懸命やっ
ていこうということですから、今この要綱にいわれる、市民が健康づくりに取り組みやすい環境
整備を行うことを目的とする、この補助金の目的ですよ。環境整備を行うことを目的とするとい
う補助金なんです、環境整備というのは今話をしたように、ある程度できてきたんではないか。
そういうものができてきているから、市も健康センターをつくらなきゃいけないというふうになっ
てきとるんだと私は思います。これがやはり先ほども申しましたように、平成6年、ある程度効果
を上げてきた。それで、そろそろもう環境整備ができたということで、見直ししてもいいんではな
いかと私は思いますし、委託料のときと補助金のときと合わせて4億6,000万円の金が出てい
る。これは大きいですよ。そしてまた毎年毎年、この要綱でいくと4,000万円出していかなきゃ
いけない。私は環境整備ができたということで考えておるんです。そこら辺で、市長のお考えは
どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

高澤議員ご指摘のとおり、今時代は非常にめまぐるしく、速い流れで動いているわけでございま
すし、我々の健康に対する考えも全くそのとおりでなかろうかと思っております。当時、やはり大
きな目的の中で設置された事業であっても、現在を考えると、少しマッチしない部分も出てきて
る部分もあろうかと思えます。

しかし、この1市2町が合併をいたしまして、今までは他の市や他の町という形の中で取り扱っ
てきたものが、今1つになった。そういう中で、判断しなくてはいけないものも出てまいってあり
ます。だからといってすぐ、今まで長いひとつの歴史、流れの中で持ってきたものが、急激に変わ
るといことも、また難しいものもあろうかと思うわけでありますが、しかし、健康という1つの
大きな目的のこの事業につきましては、市も大きく掲げながら、新たなものを今模索しとるわけ
でございますので、そういったところも勘案しながら、この事業を考えなくてはいけないなと思っ
ております。

1つの経過という、やはり時代の区切りというのも、また深く受けとめていかななくてはいいな
いと私は思うわけでございますので、この事業につきましては、やはり行ってきたひとつの歴史も勘
案しながら。そして、これはすべてゼロという形には、ならない部分もあるのかもしれない。ま
だまだ健康には利用させていただきたい施設も、また中にはある部分もあろうかと思うわけであ
りますので、そういったところも勘案しながら。これはこの施設だけではないと思っておりますが、
すべてやはり見直しというものは、必要になってこようかと思うわけでありますので、この施設も
例外ではなく見直しをさせていただいて。

これの1つの目的は、やはり合併の目的と合致するわけであります。財源の厳しい中、どのよう
にこれから運営をしていかななくてはいいな。実質公債費比率なんかを考えると、もう限度ぎ
りぎりぎりにきとるわけであります。しかし今、皆様方の一般質問をお聞かせいただく中においては、

非常に市民要望が多くあるわけでございますので、当然、これ以上ふやすわけにはいかないということになれば、ある事業をやはり見直しをしていかなくてはいけないだろうということになるのかと思います。貴重な財源を大切にに使わせていただきたいという観点から、私は厳しく見直しをしていきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

今市長から、これについては厳しく見直しをしていきたいというご答弁をいただきました。

私の一般質問の目的は、ほぼ達成されたようなものなんでしょうありますが、市長が言われるつながりというもの、やはりこういう不公平感、あるいは不平等感というものがあれば、私はつながっていかない。市民が一体になっていこうという気持ちの醸成を、妨げるものであるというふうに思います。そんなことで、できるだけ早く厳しい見直しをお願いしたいと思います。

同時に、まだ糸魚川市内の、先ほども申し上げましたが、いろんな活動している団体がある。それらの人たちは、補助金目当てでやっているわけじゃないんだけど、非常に有意義なことをやっている。そういうものに対しては、もう一度補助規程を見直して、非常に密接な関係で支援をしてあげるといふような方法がとれないものかどうか。野本部長、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

今、負担金であるとか補助金であるとか、いろんなものを見直しをさせていただいております。そうした中で、どのような形がいいのか。ただ、高澤議員も先ほどおっしゃいましたように、2年やってきて、それで上手に運営していただくとということも非常に、本来そういったことの見直しとしては、望むところでもございますので、そういったこともトータル的に考えながら、補助金等を見直しを進めていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

ありがとうございました。

米田市長の大変力強い答弁をいただきました。ぜひそのように進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

以上で、高澤議員の質問が終わりました。

関連質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

関連質問なしと認めます。

ここで約10分間休憩いたします。11時5分から再開いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、倉又 稔議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

新生クラブの倉又です。

消防団組織について一般質問を行います。

消防団組織について合併協議会での調整方針は、各消防団によりそれぞれ特殊事情があるため、当面は連合組織として統合を図るとなっています。

この中での特殊事情とは、地域と密接なかかわりがあるということ。そのため現状維持型の連合体が望ましいこと。消防法上の団長権限は、各地区団長が行うこと。連合消防団長は、現市町団長の中から選出し、2年任期で輪番交代制とすることなどから、6年後に1団への移行を視野に入れ、再検討するという事です。

合併を前提とした合併協議会は法定のものですが、そこでの決定事項の効力、拘束力について、私はいま一つ理解をしておりません。

そこで、次のことを伺います。

- (1) 合併協議会の調整事項の効力、拘束力は。
- (2) 現在、消防団に求められているものは。
- (3) 1団統合の目標時期は。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

倉又議員のご質問にお答えいたします。

消防団組織についてのご質問の1点目、合併協議会での調整事項の効力、拘束力についてであります。ご承知のとおり合併協議会は法定の協議会であり、その協議会において協議いただいた22の協定項目について合併協定書としてまとめられたものであり、真摯に受けとめなくてはならないと考えておりますが、市を取り巻く社会状況の変化などにより、方針の変更が必要となる場合

もあると考えております。

2点目であります。消防団は地域に密着し、細部にわたる地元情報を持っており、災害に当たっては指揮命令により、統率のとれた組織として住民の信頼を得ております。

今後も地域の消防、防災の中核的存在として、大きな役割を果たしていただけるものと、大いに期待をいたしております。

3点目の消防団の統合につきましては、さきの9月定例会の斉藤議員の一般質問で私の考え方を申し上げたとおり、3団の理解を得て、早期に一体となるよう進めてまいりたいと考えております。

現在、消防団連合会で統一の時期について、協議をいただいておりますが、私といたしましては合併した県内の他市町村の消防団の統合状況と、同一步調が取れるよう期待をいたしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

今ほどの市長の答弁ですと、合併協定書に書かれたことの事項を尊重しながら、方針の変更もあり得ると、私もそのように理解しております。

市町村合併は、男女の結婚に例えられることがあります。例えば悪いかもしれませんが、例えばギャンブルをしません、浮気はしませんなどと約束して結婚したとしても、約束を守らないことが多々あります。約束を守らなかったといっても離婚するということはまれで、それでも最悪の場合は離婚することも考えられます。しかし市町村の合併の場合は、いったん合併しますと、合併協議会で約束事がほとんど守られなくても、合併を破棄することはできません。

そこで、私は昨年行われました議会議員選挙のときに、議会広報に「守ろう、合併条件」を掲載いたしました。その内容は、合併前の1市2町はそれぞれ数多くの違いがありますが、その違いを合併協議会の中で調整をして合併をしたと。調整内容によっては、これは糸魚川の例によりましようとか、これは能生の例によりましようとか、この際、新たにこのようにましよう調整されたものもあります。また、ガス水道料金のように当分の間は現状のままで、合併後に調査研究をましようというものや、法人市民税の法人税割のように、合併5年間は現行どおり糸魚川市は14.7%、能生町は14.5%、青海町は12.3%の不均一課税とし、その後の税率については、その時点で慎重に検討ましようなどの約束事で、現在に至っているものと思います。

合併後に選出された市長は、この合併協議会で調整された約束事や合併条件を守りながら、新しいまちづくりをすることは当然のことですが、今ほど市長の答弁のように、法的には必ずしもそれにとらわれる必要はなく、時代の要請によって変更可能なことだと思っております。

そこで、私は合併決議をした議員として、合併協議会で調整された約束事や合併条件を、新市長が確実に守って行政を行っているかどうかを、監視する義務があるということを訴えてきました。このような背景において今ほど一般質問いたしました、(1)合併協議会の調整事項の効力、拘束力はどの程度あるものですかという質問になったわけですが、このことについてもう一度、わかりやすく答えていただければありがたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私はさきのお答えした答弁のとおり、真摯にこれは受けとめなくてはいけないということの中で、合併の協定書は非常に重いものであると私はとらえております。

しかし合併で1つの市になったということで、早急に一体感を持てるような1つの市となるような方向に、私はいかなくていけないのだろうと思っております。しかしながら協定書に書かれているものは、なかなか早急にはいかないという形で、この協定書の中に位置づけられておるわけですが、しかし、その合併の協議会につきましては、かなりの年月を経てる部分もあるわけですので、そういったことを考えながら。そして、これは全国的なひとつの流れ、また新潟県内の流れ、いろんなものを勘案する中で判断しなくてはいけないだろうと思っております。

そういう中で、私はできるものは早急にやはり1つにまとめていきたいというのが、私のこれは務めだろうと思っております。そのようなことで、すべて早急にはできないものもあります。協定書に書かれた年限を、やはり守らなくちゃいけないものもあろうかと思えます。

それともう1つは、私は昨年から行政懇談会を各市内の中で行わせていただいております。そういう中においても意見が出てきているものは、その中でこの協定書と合致するものもあれば、その中で対応していきたいということで考えさせていただいております。

消防団のことにしましては、そのような形をとられていく中で、これは早急に1団となって、市内の防火、防災というものに対して対応していきたいととらえている次第でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

国が合併を進めるに当たって、合併特例法によりいろいろな優遇措置を示しながら、一方では合併をしなかったときの厳罰をちらつかせながら、合併を推進してきました。

同じように当市の合併においても、なかなか調整のつかない項目については波風が立たないように、現状どおりの未調整という調整のもとに合併した経緯があると私は思っております。

消防団について、合併協議会での調整内容は、私が先ほど読み上げました一般質問の通告書に書いたとおりだと私は思っておりますけれども、それに間違いがないか確認させていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えいたします。

消防団の統合につきましては、倉又議員の一般質問通告のとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

さきの9月定例会で斉藤議員が、合併協議会において6年という期間を設けて検討するという、その6年はどこから出てきた年数ですかという質問に対して消防長は、任意協の段階から消防団幹部、消防団行政を担当している行政部局の者が、それぞれ集まって何回も検討した結果、このような形で落ち着いたものというふうに聞いていますと答弁をしています。

それで今確認したわけですが、消防団は、みずからの地域は、みずからで守るという自衛精神に基づいた組織であるため、地域との密着性、動員力、即時対応能力を有していることから、地域の安全確保に果たす役割は大変大きなものがあります。これが消防団に求められているものだと私は承知しております。

そこで9月定例会で、また同じように出しますけども、斉藤議員からの消防団統合についての検討内容等の質問が出されましたけども、その質問に対して、現在、副団長クラスにより構成されている、糸魚川市消防団協議会では実質の協議をいただいていると。その中で、それぞれの歴史的経過があり、3団の総意が大きく離れているため、実際の実務を行う中で開きがあると。非常に支障があるので項目を列挙して、調整を行っているという答弁がありました。

それから、これらの課題を統一的に方向を見据えなければ、組織の統合は単なる野合に終わるとの答弁をしております。それでは統合に今一番大きな支障となっている相違点は何なのですか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

細かな相違点につきましては、個々あるわけでございますが、今一番というお尋ねでございますので、一番の統合の支障は、やはり3団が同じ土俵の中で統合に向けての時期等の見解がそれぞれ違うというのが、一番大きな違いかと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

今ほどの消防長の答弁ですと、3団が同じ土俵で統合する時期が一番の支障となっているという、その3団が同じ土俵で統合の時期ができないという、それにはそれなりの理由があると思うんです。その理由は何なんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

先ほどの倉又議員のご質問の中でも触れられておりますが、消防団に求められている役割の中で、

地域に密着した消防団活動、これも大きなものでございますが、もう1つは、やはり同一市町村内の一体性の確保というのも消防団に求められておる責務であるわけでございます。

そのとらえ方の1つとして、やはり3団の中には、もう市町村が1つになったんだから、消防団も早急に統合を図るべきだというお考えのところもあれば、やはり法定協の経過も踏まえた中で、いましばらく細かなところを調整する中で、時間を見るべきだという見解の相違等々が、まだ埋まってないのが現状であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

今ほど3団の一体性と言いましたけども、それは確かにソフト面での一体性もありますけども、ハード面での一体性も必要になってくるのではないかなと思っております。

例えば糸魚川、能生、青海の3団の積載車だとか格納庫などの装備、施設の大きな相違点は、やはりあるんじゃないかなと思っております。現在、糸魚川市消防団は、10分団・52部、いいですかね。それから能生が5分団・15部、青海が3分団・14部ありますが、それぞれの団が保有している積載車だとか格納庫の数、わかったら教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

すみません。3団の細かな今資料は手持ちにございませんので、後ほどお答え申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

私は糸魚川、能生の消防団の積載車の数や何かを把握してないので、今の質問になったわけですけども、青海地域に関しましては3分団、14部、すべて積載車を持っております。それから、それぞれに詰所がございまして、格納庫や何かもそろえております。

そういう中で、もし糸魚川、能生等、そういうものに関しても差があるとしたら、ある程度の差を縮めた中でないと、やはりそれも3団の一体性の中に入ると思いますので、合併後はそういうものの差を縮めた中で行わなければならないと思いますが、それはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

その前に、前段でございますが、積載車等の整備でございますが、糸魚川分団につきましては47、能生では23、青海では15のそれぞれ消防車両を保有しています。

今ほどのお尋ねの件でございますが、いわゆる消防ポンプ車、あるいは格納庫等々につきまして

は、例えば格納庫になりますと、その大きさとか面積等につきまして、あるいは詰所機能につきましては3団で相違はございますが、基本であるところの消防ポンプを格納するものについては、3団ともほぼ同一になっております。ただ、細かなところでは、面積等の違いがあるというふうに認識しておりますし、ましてや消防力につきましては、それほど差はございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

それでは、もう1つ視点を変えてお聞きしますけども、現在消防団、各3団が行っている連合演習は、どのように行っておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

連合練習もそれぞれ6月ごろをめぐりにいたしまして、3団とも目的は一緒に取り組んでおられます。ただ、それに対します出動態勢、人員等々につきましては、それぞれ3団の歴史的経過がございまして、やはり動員数等々につきましては3団に違いがございまして、というのは、特に大きいのは、消防団員の出動する人員の違いでございまして。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

また青海町の消防団で行われている連合演習のことを申しますと、一応火災を想定して消防の青海分署、それから3分団・14部の積載車、それから電気化学工業株式会社さんが自衛消防をしておりますので、その積載車や化学消防車が一堂に会して放水訓練をした後に、ある程度の町内をパレードして、それから式典を行い操法訓練とか部隊訓練などの訓練を、全3分団、14部が出動して行っています。

今ほどの消防長のお答えですと、人員の違いが大きな違いだということなんですけども、私は糸魚川の場合では52部が一堂に会して、連合演習は行っていないと聞いたことがありますけども、その確認をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

糸魚川団につきましては、各分団の出動は、すべての分団が出動しております。ただ、その対象とする人員が、全員ではないということでございます。青海は大体基本的に、ほぼ全員を対象として行われております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

じゃあ次にいきます。総務省の消防庁が次々と打ち出してくる消防団の強化策、これはまた例に出しますけども、斉藤議員が一般質問で指摘したように、連合体での消防団は早く統合しなさい。そうしなければ、時代の流れに遅れていきますよという強化策なんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えします。

市町村合併に伴っての消防団統合につきましては、基本的な公式見解については、それを強制するのではないというは出ております。ただ、消防団機能、消防力の充実を図るために、特に最近では機動班、あるいは指揮隊等々の分野にも進められてきておるものでございますし、それよりも一番大きなのは、常備消防の方の30万都市構想といいましょうか、いわゆる広域化は、まず総務省消防庁が基本として打ち出してきたものでございますので、やはり常備消防の消防本部と消防団との一体性というものは、災害現場では非常に大事になってくるわけでございますから、このことも踏まえた中で、やはり消防団組織の広域化といいましょうか、統合の推進というのが国の基本といいましょうか、詳細な指示までいってませんけども、基本的な考えではないかというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

今ほど消防長の答弁のように、30万都市構想の一体性ということは、私もある程度承知しております。しかし消防庁では、全国で100万人の団員確保を目標値と定めて、その中に女性団員も各消防団ごとに総団員数の1割以上、全国で約10万人確保する。そういうことが望ましいということで、消防団の強化を図ろうとしております。

その施策の1つとして国家公務員や地方公務員、それから郵便局員、農協・漁協などの公共的団体にも働きかけてきていると。消防庁がこういうふうに次々と打ち出してくるものは、団員確保による消防団の強化策の具体策と私はとらえております。公務員や学生が入団しやすい環境を整えたという感じで、私は今ものを言ってるわけですけども、連合体の消防組織に対して統合を、この強化策は促しておるものではないと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

その件に関しましては、今ほど私が答弁申し上げましたとおり、具体の意味での総務省消防庁が

らの指示はないと、こういうふうにお伝え申し上げました。ただ、この全体の流れの中で、特に消防を取り巻く、防災を取り巻く環境の中で、特に新潟県の場合は、市町村合併がかなり大規模に展開されたものでございますから、県内におけるところのいわゆる消防団の統合、役割というのは、急速に進んでおるといふ現状を踏まえた中で、私どもも判断をしているところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

当市でも団員確保に、大変苦慮しているところだと思っています。先月、各事業所事業主に対して、消防団活動に対するご理解とご協力についてのお願い文書を、市長名で出しております。当市で今3団を統合して、団員確保にはつながるとお思いでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

今、当市の消防団員の確保でございますが、都市に比べますと、まだおかげさまで若干条例定員よりも下回っておりますが、他の地域に比べますと、おかげさまで団員確保は順調かと思っております。

ただ、課題と思っておりますのは、やはりお勤め等の関係で、所属しておる部と、今、昼間の勤めておる時間がほとんど合わないと、こういうのが非常に多い現状でございます。特に中山間地におきましては、団員はおられるんですけども、昼間はほとんどいないという現状でございます。

このような観点に立ちました場合に、やはりこれだけ市町村も合併したわけでございますし、お勤めも広域になっているわけでございますから、青海だ能生だ糸魚川ということではなく、やはりせめて糸魚川市の中での統一組織の方が、望ましい形態ではないかと私は考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

今ほど消防長の答弁のように、都市部に比べればやはりこの地域は団員確保には、ある程度充足しているものと思っております。この充足しているこの状況を、私は今統合したら逆に団員が減るんじゃないかと心配しております。それはなぜなら、前に市長が答弁したとおり、自分の地域は自分で守るといふ消防団地域密着性、それから地域対応力という面から考えたとき、それに逆行しているからだと思っております。

このことを見据えて、財団法人の日本消防協会会長より各消防団長に対して、市町村合併に際し、単に合併や団の統合等を理由に、消防団の減員が行われないよう、必要な団員数の確保が図られますよう、一層のご尽力をお願い申し上げますというような文書も来ておると思いますが、この辺についてどのように思いますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

第一義的には団員の確保であることは、倉又議員のご意見のとおりでございます。ただ問題は、その統合をしたことによって、その団員確保が難しくなるとか、ならないとか、あるいは市域との一体性が、あるとかないとかということについての見解については、いささか異なる私は見解を持っておりまして、やはり実際の今糸魚川市にあります3団の、特に若い消防団員の皆様方がどのようにお考えになっておるか。この辺の視点を、やっぱり大切にしなければならないんじゃないだろうか。私も消防長の立場から、あせえこうせえではなく、1,000名を超える団員の方々がどういうお気持ちで、今、この糸魚川市の3団のあり方をどう考えておられるか。この辺のところの気持ちをくむことが、かえってこの糸魚川市の消防団の士気も高まり、また一体性が高まるものと、私は考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

それでは身近なところで質問を変えてみますけども、消防団施設等の維持点検業務委託料、これは委託料の高い糸魚川市に合わせるということを、若い団員は聞いたと言っております。ところがこの間の協議会で、3団の平均値を取って1人当たり2,700円だと聞きましたけど、なぜ平均値になったんだというような話を私ども聞かされておるんですけども、その辺は私もちょっと答えようがなかったので、ここでちょっと聞かせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

消防団施設点検料につきましては、現在、新年度予算の編成中でございますから、確約的なことは申し上げられないんですが、今やっぱり委託料方式は問題があるということから、今、私ら部内で見直しを命じまして、そして協議会の中でお諮りさせていただきます。そしてそのようなことから、いわゆる今まで委託料で見ておった経費と、それから装備で見ておった経費と、何かいろいろとごちゃごちゃであったようなところもあるもんでございますから、その辺のところを整理させてもらった中で、新年度予算編成に向けての担当事務局の案を協議会にお諮りしたものでございますので、単純に今お尋ねような、数字が上がったとか、下がったというものではないことで、今編成作業を進めておりますのでご理解いただきたいと、こういうように思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

今ほど決まったものではない。編成作業の中で進めておるといふ答弁をいただいたんで、まだ決

定してないのであれば、やはりもう少し2,700円よりも糸魚川の3,300円に合わせていただきたいなと思っております。

それで私、今までの1人当たり糸魚川、能生、青海の違いをそれぞれ計算しますと、現在は322万5,000円、1人当たり2,700円といたしますと321万3,000円。この差は約4万2,000円ぐらいの減になりますけども、例えば一番高い糸魚川市で計算した場合、総額で392万7,000円。2,700円当たりと計算したときの差額ですよ、それが71万4,000円です。先ほど高澤議員が一般質問しとったとおり、温泉プールに年間4,000万円やととるんです。いざというときに、職場を放棄してでも駆けつけなくちゃならないこの人たちを、年間70万円ぐらいでつなぎとめれるのであれば、やはり最初に言っていたとおり1人当たり3,300円、最低でもやっぱり支援してやるのが相当じゃないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

消防団事務を担当させていただいております、消防団の皆様方の活動に対するものについては、財政的な面でどれだけが妥当なのかというのは、非常に難しい議論になろうかと思うわけでございます。まず私は第一義に考えておりますのは、先ほど倉又議員のご質問にありましたように、消防車とか格納庫とかと、こういう基本的なものについてはまず平準化しそろえる中で、そしてそれぞれの対応につきましては、やはりこれは日ごろのご労苦に対して報いるには大いにこしたことはないわけでございますが、やはり財政というところも勘案する中で努めていきたいと、こう思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

先ほど消防長は、消防団施設等維持点検活動業務委託料を廃止して、団運営交付金として団に支給するということを言いましたけども、今までしていた維持点検活動は、やはりその運営費の中で賄えということなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

ご質問でございますが、誤解のないようさせていただきたいんですが、私は先ほどの答弁で委託料を取りやめて運営交付金にすると、この場では申し上げておりません。これは事務局の案として協議会に諮っておるということでございますが、このことは今予算編成中でございますから、今検討中であるということだけ申し添えておきたいと思ひます。

なお、お尋ねの件でございますが、これについては交付金とかそういうことではなく、やっぱり

出勤にかかる実費のものは実費の中で、予算の範囲内でみるべきであろうと、かように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

ちょっと今、答弁の内容がわからなかったんですが、私は先走ったことを言った部分もありますけども、じゃあこうなった場合の維持点検というのは、だれがやるわけですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

消防施設の維持点検というのは、従前どおり消防団にお願いするつもりであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

消防庁では、市町村合併が行われた際の消防団のあり方について、次のように通知しております。

地域に密着した消防団活動の特性の保持と、区域における消防、防災活動の一体性の保持への配慮が必要であること。そのため市町村合併に伴う消防団の組織の統合は、行わないことが適切な場合もあると考えられること。この場合、当該行政区域内の複数の消防団の密接な連携による一体的な運用を図るため、連合消防団長等を設置することが望ましいとあります。

これを受けて日本消防協会は、消防団は地域のコミュニティに深く根ざしたもので、その基本的な性格、役割等にかんがみても、消防団の組織体制のあり方としては、あくまでも地域の実情を踏まえ、機能的円滑な消防団活動の確保という観点から判断、選択すべきことであり、市町村合併に連動し、いわば当然のこととして、1つに統合されなければならないものではありませんとあります。これらの内容は、私に言われるまでもなく、消防長は承知しているものと思っております。

今までの私がしてきた質問の流れの中で、じゃあ本当に消防団は早急に合併しなければならないのかということも、少し今までの経過によって私自身はちょっと疑問に思っております。消防団は、消防署だとか行政と深いかわりの中で活動しているのは否めませんが、これらを踏まえた中で、私は最後に質問いたしますけども、行政が例えば機は熟したから強制的に、もう3団合併しなさいよと半ば命令的に行ったら、3団は合併しなくてはならないものかどうか、それをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えいたします。

消防団のあり方につきましては、倉又議員もご承知のとおり法律上におきましては、行政の方で命令することはできるものではございません。あくまでも消防団の自主性の中で、取り組んでいただく課題であると思ってるわけでございます。

ただ、ご理解いただきたいと私らが逆に思っておりますのは、いわゆる消防団につきましても各地域だけではなく上越地区、あるいは新潟県、そして国では消防協会という上部団体につながっており、そしていざ災害の場合には、それぞれ今広域でもって援助する機運になってきているわけでございます。そのような中におきまして、新潟県上越地区においてはどうなっておるか、新潟県内ではどうなっておるか、そしてまたそれよりも何よりも、今糸魚川市の3団の消防団員の皆様方が、どのようなお気持ちでおられる方が多いのか。その辺のところをご勘案いただく中で、私どもとしては命令はできませんけども、適切なアドバイスなり助言なりはしていきたいと、かように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又議員。

13番（倉又 稔君）

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

以上で、倉又議員の質問が終わりました。

関連質問ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

倉又議員の関連質問をお願いいたします。

合併の問題、あるいは時期というふうな形で、先ほど消防長は消防団が有する装備の平準化が大事なことだというふうなご答弁がありました。これはもちろん装備によって、消防団というのは地元と密着してるわけですから、一番大事な初期消火に携わるということであって、その装備が一体化してなければ、やはりその消防団員の安全とか、あるいは火元の家族の方たちの安全とかというのが、確保できないような場合もあるかというふうに思います。

それで、その装備の平準化、もちろんそのときそのときの、やはりトップレベルの装備が欲しいというふうに思いますが、そこら辺はいつごろできるというふうにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えします。

装備につきましては、その消防団それぞれ3団の地域性特性もございまして、火災だけではなく、自然災害等の、いわゆるそういう災害救助的な役割も担っていただいているものでございますから、

それらのところの中で、やはり必要とする資機材が、それぞれ3団の中で若干異なっておるところもあります。そしてまた同じものを持っておるにいたしましても、その数量等につきましても、いわゆる個人貸与のものと団貸与、部貸与のものというふうに、共用というようになっておるものでございますから、それらのものを平準化していきたいなど、こう考えております。

また時期的につきましては、極めて早い段階で取り組みたいと思っておるわけでございますが、何せ財政的制約もございますので、今ここで期限までは明示できませんけども、先ほどの倉又議員のご質問にお答えしましたような、いわゆる委託料方式から直接方式に切りかえること等もあわせる中で、早い段階で進めていかなきゃならんと、このように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

先ほど申しましたように団員の安全、あるいは火元の家族の安全というふうなことも考え合わせて装備は十分に、早く整備をしていただきたい。それによって平準化ということになって、やはり合併の機運というのが盛り上がってくるのではないかというふうに思います。

それと先ほど団員の確保というところでお話があった。例えば過疎地であるとかそういうところ、老人世帯しかいないようなところについては困るというふうなことでありましたが、団員の確保ということで女性団員をどのように勧誘していくのか。あるいはまた女性団員がふえてくるということであれば、要するに積載車を運転して、ホースを引っ張って水を出すまでの労力的なこともやはり勘案しなきゃいけない。それで、そういう地域については、消火栓設備の方が私はいいいんではないか、扉を開けてホースを引っ張れば、すぐ水が出るというふうなものはいいいんではないかというふうに思いますが、団員確保ということとあわせて、そこら辺のお考えはどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

今、女性消防団員の話も出てまいりましたし、また、団員の高齢化も実は進んでおります。このようなことから、やはり今新しい資機材につきましては軽量化という形のもの、あるいは取り扱いの簡便なものというものが出ておるものでございますから、一気にというわけにはまいりませんが、これらのところも配慮する中で、ある程度体力的に若干落ちた方でも、消防団活動としてできるような資機材の充実というのも必要であろうと、かように考えております。

消火栓の設備につきまして、これにつきましては、特に市街地については非常に有効であるというふうに考えておるんですが、中山間地の場合に、かなり家が点在しておるということから、一部整備されてるところについても、いざ実際のときには、どれだけ有効性があるかというのは、非常にちょっと疑問なところもあるわけでございますので、今現在は、特に今ご質問にありましたような中山間地の場合に、果たして消火栓方式が妥当かどうかというのは、ちょっと部内でも疑問がありまして、今検討中でございますので、ちょっと結論づけはもう少し先かと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。

12番（高澤 公君）

要するに装備も軽量化、だれでもできるような形で進めていくということですが、ぜひそうしていただきたいと思いますし、消火栓も初期消火には、私は最適なものだと思います。水道管でやる消火栓もありますが、中山間地は特に高低差がありますから水圧でできるんですね。1つのタンクをつくって、その水圧で消火栓の水を放水するというふうな方法もあります。そんなことも勘案いただきながら、ぜひ十分な初期消火が、団員でできるような消防組織にしていきたいと思いません。

以上で終わります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

関連質問なしと認めます。

午後1時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩

+

+

午後 1時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、松田 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。〔30番 松田 昇君登壇〕

30番（松田 昇君）

市民ネット21の松田でございます。

私は継続は力なり、こんな思いで一般質問を続けてまいりまして、通算で63回目の質問となります。しかし大変緊張しております。

事前に提出いたしました発言通告書に基づきまして、以下4点について、市長の考えを伺います。

1、福祉有償運送及びコミュニティバス、巡回バス事業、ふれあい交通サービス事業の充実と拡大の取り組みについて。

(1) 福祉有償運送が、10月から道路運送法の改正により制度が厳格化されましたが、現状について伺います。

(2) 糸魚川ガイドラインは、地域特性を勘案してNPO法人に国のガイドライン、プラス単独

では公共交通機関を利用することが困難な者を対象として限定した。その理由は何か。

(3) 福祉有償運送は、移動制約者の意思を最大限に尊重し、利用者本位のサービス提供を実現することにあると考えますが、いかがか。

(4) コミュニティバス、巡回バス事業、ふれあい交通サービス事業の充実と、拡大の取り組みの現状と、今後の見通しについて伺います。

2、地域プロジェクトモデル事業、旧根知小学校跡地利用について。

(1) 地域プロジェクトモデル事業は、体験観光の受け入れ体制を整備し、交流人口の増加と地域産業の活性化を図り、自立した地域経営モデルを育成することを目的に、2カ年にわたって取り組まれ、施設整備費のハード事業で6,000万円、体験プログラムや情報発信などソフト事業で800万円を限度に事業を実施する計画で、事業の実施主体は、ハード事業は糸魚川市、ソフト事業は地元の取り組みと提案されていますが、主な取り組みについて伺います。

(2) 旧根知小学校跡地利用については、根知地区がまとめた1つの構想として、公民館機能を核として、生涯学習機能と福祉機能を有した施設を建設し、情報発信と交流の場を目指すとなっていますが、対応について伺います。

3、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路、県道川尻小谷糸魚川線について。

(1) 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の取り組みの現状と今後の課題について伺います。

(2) 県道川尻小谷糸魚川線の新潟県側、長野県側の取り組みの現状と今後の課題について伺います。

4、信越化学鉱山跡地広場整備事業について。

(1) 事業の目的と、これまでの取り組みについて伺います。

(2) 歌地区の思いと、これからの維持管理について伺います。

(3) 広場までのアクセス道路となる市道歌御巡幸線の安全対策について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

松田議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目、福祉有償運送の現状であります。現在は約560人の方からご利用いただいております。制度変更当初は、対象外となった方から多数の問い合わせをいただきましたが、現在は混乱もなく、おおむね順調に運営されております。

2点目のガイドラインは、運営協議会で決定したものでありますが、対象者の規定は新潟運輸支局の指導もあり、国のガイドラインが基本となっております。

3点目と4点目のご質問であります。福祉有償運送サービスは法律に基づいて対象者を限定したものであります。したがって、このサービスの対象外となった方々には、民間の福祉輸送業者や、その他の公共交通機関の利用をお願いすることで、ご理解をいただいております。

なお昨日、平野議員のご質問にお答えいたしましたとおり、現在、便利で利用しやすい公共交通を確保するための検討を進めております。

2番目の1点目、地域プロジェクトモデル事業につきましては、県が根知地区をモデル地区と指定したもので、主な取り組みといたしましては、ソフト事業では体験観光の受け入れのためのプログラム開発や情報紙の発行、ハード事業では塩の道補修整備、国道誘導看板や塩の道案内看板の整備、特産品加工施設と販売施設の整備、塩の道資料館改修などを計画しております。

今後、詳細な事業内容などについて、県や地元とさらに協議を進めながら、地域の活性化に取り組んでまいります。

2点目の旧根知小学校跡地利用につきましては、地域プロジェクトモデル事業と重複する内容もありますことから、モデル事業の内容が固まった段階で、地元と協議したいと考えております。

次に、3番目の1点目、松本系魚川連絡道路につきましては、今年度、国道148号沿線の4地区において地区懇談会を実施したほか、区長会や事業所の皆様等を対象にした説明会を行い、道路整備に関するご意見などをお聞きいたしております。

この後、県と共同で、市民の皆さんを対象としたアンケート調査を実施する予定であり、現在作業を進めているところであります。

また、関係をする国会議員や県議会議員のほか国土交通省、新潟県、さらには長野県に対しても、早期整備について要望活動を行っております。

今後の課題といたしましては、ルートの絞り込みに向けた対応とともに、整備区間への格上げに向けての取り組みであると考えており、長野県側とも歩調を合わせてまいります。

2点目の川尻小谷系魚川線につきましては、現在、根小屋地内で整備が進められており、別所大久保間についてはしろ池の森のアクセス道路を兼ね、拡幅改良が完了いたしております。

長野県につきましては、前田中知事のときに協議ができないで、そのままの状態となっております。

4番目の1点目、信越化学鉱山跡地広場整備についてであります。本事業は北陸新幹線建設工事に伴う発生土処理場としての利用が終了いたしましたことから、林地の復旧にあわせ全体を交流広場として整備をし、地元住民の憩いの場として活用を図ることを目的といたしております。

整備に当たっては、関係者や地元の方々との話し合いを重ねる中で利用計画を策定し、今年度から工事に着手をいたしております。

2点目ではありますが、歌地区においては地域ビジョン策定推進委員会「ロマンの里 歌」を作成し、活力ある地域づくりを進めてきており、広場の整備や地区の皆様からも大きな期待を寄せられているところであります。

整備後の一般的な維持管理につきましては、歌地区が対応することとなっております。

3点目の市道歌御巡幸線につきましては、広場整備が完了した後、特に危険である箇所については、安全施設の整備を検討いたします。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

移動環境整備については、福祉政策と交通政策の両面から検討していく必要があると思いますし、そういう意味では、非常に自治体の役割というのは大きくなる。こんな視点で伺っていきたいというように思っております。

8月23日、文教民生常任委員会がありまして、糸魚川市としてどうして取り組んでいくんだ、どういう方向に向かっていくんだという質問に対して、小掠所長の方から、移動制約者に外出の機会を提供するボランティアの気持ちは尊重しなければならない。法律に定められた手順によって運営協議会の関係者の合意が得られれば、法律に定められた範囲の中で、ボランティア活動が続けられるようにということを希望している。ちょっと違う部分もある、趣旨はこうなんだ。私としては非常にわかりやすく、非常にすっきりした答弁だな、こんな感じを受けていたんですが、ガイドラインで取り組まれると、こう理解もしてたんですが、この運営協議会で糸魚川ガイドラインをつくる、こういうことになった経過、結果についてお尋ねをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

お答えをいたします。

糸魚川市におけるこの福祉有償のあり方については、国の文書によりまして、自治体でもって協議会を設置をなさいと。その中で関係の皆さん方、これはもちろん構成のメンバーについても定めがあるわけですが、協議をして合意を得ることというのが1つの条件になっております。その中で、国が示したガイドラインについて協議をしたと。

それでご質問にありましたように、国のガイドラインに対して糸魚川版という言葉をよく使うわけですが、実際に糸魚川市として独自のものを盛りこんだというのは、事故があった場合の賠償の対応等については、国の示したガイドラインよりも少し手厚い賠償額を定めるという対応をしておりますが、一番制度のかなめである対象者の把握については、市長答弁でありましたように、国が定めた規定そのものをはめ込んでおるとというのが実情でございます。

したがいまして、国の示したガイドラインよりも厳しい規定を、糸魚川市は運営協議会で決めたということではございませんので、この点については、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

糸魚川ガイドラインという言葉が飛び交っていいですね。例えば所長の方からグレーゾーンという話も出てます。例えばガイドラインの話をするとなんなんですが、10月1日現在、NPO法人のぐりーんバスケットでは約900人の会員がいたけど、316人しか移動制約者として認定されなかったんですね。それは運営協議会があることは、私も承知をしています。しかし認定をされた

人、認定を外れた人、あるいはケアマネさんまで、何でもかような判定をするのかわからないということを行っているんですね。国のやつでしたら、例えばその会員であって、あるいは介護保険からいけば要介護者、あるいは要支援者、身体障害者福祉法における身体障害者、あるいは肢体不自由の人、あるいは内臓障害の人ということで、最後に単独で公共交通機関が利用できない、こういうことを言われてるわけですね。

そこを強調して要は900人から316人、先ほど現在の人数で560人という話がありましたけど、とにかく判定基準がわからんということは、糸魚川のガイドラインがあるということですよ。私はそう認識しているんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

まず、この対象者の表現で非常に誤解が多かったわけでありまして、介護保険法に基づく要介護、要支援の認定を受けている者、あるいは身体障害者の者を列挙してございますが、こういう状況を持ちながら、なおかつ日常の外出において単独では公共交通機関の利用が困難な人と、ここにすべてかかってくると。これは陸運局の方との確認の中でも、そこが一番ポイントですよということは言われておったわけでありまして。

この単独では公共交通機関が利用できないという部分を、どう判定するかという部分については、確かに運営協議会の中で糸魚川市としての取り扱いを決めております。このことを指してガイドラインと言われるのであれば、そういうふうに申しておりませんが、いわゆる判定の基準はつくりますよ。そのことにつきましては主治医の意見書、あるいは認定調査員の方の調査票、それに基づいて内容が非常に詳細なるわけでありまして、自立の状態についての判定項目がございます。その中で、実際には単独では外出が困難であるという表現のランクの方々を、1つの分かれ目というふうにして取り扱っておるのは事実であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

先ほどから多くの方が認定されなかったということで、私の方にも声なき声を聞いてほしい。同じ介護度1なのに認定されない人、認定された人がいる。なぜ直接、私たちの状況を調査してくれないのか。

74歳のNさん、パーキンソン病で3時間納屋で倒れていた。80歳のIさん、85歳のSさん、86歳のYさんは、3人とも介護度1でひとり暮らししている。病院に行けないで困っている。家族の中には有給休暇をとって、高齢者と病院へ通院している。元気な高齢者が、現在車いすの状態になっているなどなどの声が寄せられているんですよ。新しい仕事として、行政は何を取り組んだんですか。

また、認定されなかった会員の皆さんの状況はわかりますか、苦情等が来たと言ってますけど、本当にわかっているんですか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

単独では外出、移動が困難である人。公共交通機関が利用できない人という国の方針がある以上、それに従った判断をせざるを得ないというのが、私どもの立場でございますので、まずご理解をいただきたいと。

それから実情において、今議員が言われたような状況がある場合には、例えば介護度の認定の更新とか、新たな判定をしたときに、必ず申請の中に上がってくるはずだというふうに思っております。それから判定の基準が、介護度の1とか2という数字ではないということも、ご理解をいただきたいと思います。調査員並びに主治医の意見書の中で、実際に単独では外出をして、公共交通機関が利用できないということを判断する項目がございます。それによって判断をしておるということ、ご理解いただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

ちょっと興奮気味なんですけど、身体的、精神的、心理的、経済的、社会的、さまざまな理由によって生ずる移動制約者すべてを、私は福祉有償運送の対象にすべきではないか。まさにこれが糸魚川市の地域性に合った取り組みだと思っんですよ。文教民生常任委員会の所管事項調査で、流山市に行きました。これは国のガイドラインの取り方ということで、ちょっと認識の違いがあるのかもしれませんが国のガイドライン。神奈川県、大阪府なども国のガイドラインとして、要は最後に言ってます単独で公共交通機関を利用することの困難な者、こう分けてないんです。まさにずっと文書の流れで取り組んでいると、このように理解しました。

流山ユー・アイネットの代表の米山さんが、全部話し合いをして終わった後、帰り際に言ってたんですが、やっぱり地域性を勘案した取り組みが、それぞれの地域で必要ではないか、こう言われました、私に。

ですから、私はこの糸魚川ガイドラインによって、移動制約者が認定されなかった人を、やっぱり私は直接面接してほしいと思っんですね。新たに申請した方々もおいでになります。こういう方々については福祉担当者が、あるいは地域包括センターの方、ケアマネさんも含めて、やっぱり直接会って、面談してやるべきだと思っんですよ。高齢者の生活は日々変わるんですよ、この辺をぜひ理解してほしい。ですから、私は利用者にとっても市民にとっても、理解できる判断をすべきだと思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

運営協議会の指標に基づいて判定をした結果、対象者から漏れた方があったということで連絡を

したとします。その中に議員がおっしゃるように、この人は実情において、非常に移動が困難な人であるという方があった場合には再度審査にかけるということで、1回の判定で切り捨てるのではなくて、実情においてそういう方がおいでになれば、小委員会の中で再度検討するというルールをつくってございます。その中で検討していくべきことございまして、その検討の仕方について議員から今細かいご提案がありましたが、それも今後検討をしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

実を言うと同級生から親が申請したがなぜ外れたということで、私はぐりーんバスケットへ行って調べさせていただきました。11月30日にNPO法人のぐりーんバスケットが、新たに17名の福祉有償運送追加登録確認申請書を提出いたしました。

Iさんは介護度1、足の筋力低下のためすり足で支える必要、院内外出時は介護必要。Hさんは介護度2、障害者手帳2種2級、腰が曲がり足の痛みが強く、移動及び乗車時には介護必要。Tさんは介護度2、障害者手帳2種2級、多発性リウマチで進行性、両足装具、杖に頼って移動及び乗車、両手指変形。Yさんは要支援2、障害者手帳2種4級、右足曲がらず歩行器に頼る、足の痛みが強く、移動、乗車時は支えが必要、ここまでいってるんですね。

しかし、今申し上げました4名を含めて8名の方が、11月30日に申請したんですよ。12月1日の福祉事務所長の回答によって、福祉有償運送の追加登録にはならなかったんです。その理由は、介護認定状況と身体障害者手帳に該当しないためとのこと。しかし、現状における身体状況も含めて申請されており、実態調査等を経て決定がなされたものならまだ私は納得いくんですが、皆さんも納得いく。書面上で決定されたことは、まさに血も涙もない決定だと私は言わざるを得ない。何を判断して回答したのか、本当に困っている人を助けるのが福祉ではないかと、このように思います。

日常生活の移動に公共交通機関の利用が困難だと申請したのに、介護認定調査票で判定するのはいかがなものか。先ほども申し上げましたが、行政は、高齢者の生活は日々変わることを認識すべきではないでしょうか。また、ひとり暮らしの精神面に配慮した福祉行政が求められている。運営協議会委員として、小林部長はこのことをご存じでしたか。また、お考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

ただいまの12月1日付で回答があったというものにつきまして、私は詳細の方は存じておりません。

ただ、対象者がどうなるかという話の中では、やはり先ほど福祉事務所長が申し上げておりますように、基本的には国のガイドライン、あるいは10月1日に改正されました道路運送法、これに

よりまして、対象者がおのずと決まってくるのではなかろうかというふうに理解しております。

先ほど他市の例を出されましたけれども、私どもも当初の国の方で示したガイドライン、これは完璧なものでないという話の中で、運営協議会を進めさせてもらいましたけれども、その中でやはり新潟支局の専門官の方から、要は対象者のところでどういうガイドラインの読み方をするかというところで、私どもは当初、議員がおっしゃったように、要は羅列されているところの最後にかかってくるものと。要は、単独で移動困難なものというものが、トータルでかかってくるものと思っております。要は、やはり専門官いわく羅列されたもの、及び「かつ」という言葉が間に入ってくるんだというようなことで、私ども助言を受けましてガイドラインを策定したわけなんです。基本的には先ほど所長が申しましたように、日々状況が変わる中で申請していただくと。その時点で、例えば主治医の判断ですとか介護審査票、その中で判断せざるを得ないのかなというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

いずれにしても申請するには、それなりのやっぱり出す側から言えば聞き取り調査をし、出してるわけですね。それが要は介護認定調査票の判断によって認定する、あるいは外れるという話になっているんですね。私はこの福祉有償運送は、だれのための制度なのかということなんです。移動困難で困っている人たちを助けるために、こういう制度をつくったわけですよ。公共交通機関やそういうもので間に合わない、ですから白タク行為じゃまずい、そういうことでガイドラインから、まさに10月1日から制度化になったわけでしょう。そこをやっぱり見てほしい。だから皆さんは、だれのためにこの福祉有償運送があると思いますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

私ども福祉を預かる者といましては、当然、法で言われております、単独では移動困難な方という形で、その方々のために、この福祉有償というものがあるというふうに認識しております。

ただし先ほど来申し上げておりますように、やはり一定の中でのルール化というものが必要なのかなと。先ほど白タク行為という言葉が出ましたが、やはりその防止ということも含めて、法律が制定されたものというふうに理解しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

5月11日、参議院国土交通委員会で附帯決議した内容をご存じかと思いますが、いっぱいあるんですが、最後にこう言ってます。「移動制約者の自由な移動が確保され、地域における助け合い

活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が引き続き確保されるよう、十分配慮する」ことが附帯決議されたんですね、ここで。これを担当課は、どう認識されていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

議員が言われるように、確かに基本的には日常生活において、そういう制約のある方々を助けるためのボランティアでございますので、基本は私ども同じ認識であります。

ただ一番難しい点は、有償ボランティアであるというところで、道路運送法との関係で、非常に厳しい枠がはめられておるといのが現実でございます。その中で移動制約者、いわゆるガイドラインの中では、単独では公共交通機関を使うことが困難な方をどうとらえるかというところが、松田議員のお考えと私どもの考えの中でのせめぎ合いといいますが、どうするんだという部分なんだろうというふうに思っております。

それで結論から申し上げて、議員が例に挙げておられるように、実際に単独では公共交通機関が使えない人がいるんだと。しかし、その人が対象から外れているという状況につきましては、先ほどお話ししたように1回の判定で決めることではなくて、再度法人の方から、NPOの方から、この人の実情はこうであるというお話をいただくことで、小委員会の中で検討しましょうというルールはつくってございます。これが今後うまく機能していくように、さらに法人の方と協議をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

これも新聞報道されておりましたので、皆さんご案内のとおりだと思いますが「上越福祉有償運送ピンチ」「お年寄りの外出に不便」「法改正で利用厳格化」「地域性を無視につのる不満」と新聞報道がありましたね。

細かいことは申し上げませんが、今後、福祉有償では介護福祉士の同乗が義務づけられる、あるいは一層厳格化が予定されていきます。そういう意味では、担い手には暗い影を落とす、こういう言い方をされています。NPOグリーンバスケットも、所長の方では糸魚川ガイドラインでないと言っているんですが、糸魚川ガイドラインということはずっと言ってますので、糸魚川ガイドラインによって、やっぱり利用者が減ったからということじゃなくて、この人たちも困っている人たちがいるから、助けてあげようということ立ち上げた組織ですが、しかし困っている人たちがいるということと、こういう制度によって事務所費用も出せない状況にあると伺っております。

吉川でも、今上越の議会でも、いろいろと論議をされていますけども、例えば糸魚川がそういうことで休止に追い込まれる、この可能性もないとは言えないんですね。これは私、行政責任だと思ふんですね、そういう意味からいえば、その辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

上越におけるNPOの苦しい状況、新聞報道されておりますことも承知をいたしております。それからグリーンバスケット、糸魚川のNPOは非常に利用者が減っております。これは当然対象者を絞ったわけでありますから、そういう状況になるということも認識をしております。

そういう中で、法人の方ともお話をしておりますが、1つは外出支援だけに特化したNPO活動というものも、今後見直していきたいというお話も法人の役員の方からございました。私どもも糸魚川市における福祉を中心にしたNPOとして貴重な存在でございますので、いろんな面でまた支援をしていきたいというのは考えております。

それから対象者につきましても、10月から11月にかけてかなり減っておりますのは事実でございますが、新たな申請した対象者というの、これから少しずつふえてくるわけでありますので、そういう中で役割というのは、また増大していくのではないかとこのように考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

私は行政責任が基本にあって、この先どうするか。逆に言えば私たちが税金を払って、皆さんと契約行為をして福祉サービスや交通確保、そういうものを求めているわけですね。ある意味では契約行為です。介護保険も払っているんです。だから福祉はよくしてほしい、こういう思いがあるわけですね。

だから私たちが嫌だと言っても、税金は持っていくんじゃないですか、皆さんは。持っていきつて、私らにも義務があるわけですけど。ですから皆さんからは、やっぱり市民が本当に生きやすい、生きてよかったな、糸魚川に住んでよかったな、そういうまちをつくってほしいんですよ。移動制約者が移動困難と言ったら、その人たちを助けてやらなきゃいけないんじゃないですか。そういう義務があるんですよ、皆さんには。

私は憲法で保障されている、本当に健康で文化的な生活、いつでもどこでも移動できる、そういうまちづくりをしてほしいと思うんですよ。そのために汗をかいてほしいんですよ。これはやっぱり私は行政の責任だと思うんですよ。国、県を含めてなんですが、糸魚川市の責任なんですよ。

私ら行政視察で行きました大洋村、今は銚田市ですが、元村長の石津さんがこう言ってたんですよ。国の政治は企業や団体だと。しかし自治体は、一人ひとりの市民に目を向けてやっていくのが、自治体の仕事なんだと、このことを言ってましたよ。そういう目を向けてほしいんですよ。どうですか、この辺。本当に私は困っている人たちがいるから、この問題を取り上げて皆さんに訴えているんですよ、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおりと私も考えております。ただし、やはり法律の中で枠組みが決められているということ、市として逸脱することはできないという根本的なものがあると思います。それをまず理解していただいた上で、確かに実際に困っておられる方、これも市民の福祉の増進というのは、もちろん行政としてのこれは役割というのは当然でございます。

その中で要は福祉だけでとらえるのか、あるいは市全体として、例えば今回のご質問されている福祉有償という中では、やはりすべての方をこの枠組みの中で救ってあげることができないと、これはもう私どもは重々承知しております。それを踏まえた上で、じゃあ公共交通機関をどうしようかという議論の中で、先般、市長がお答えいたしましたように、例えばバスの巡回、そういったコミュニティバス、もっと小型車を導入しての乗りやすいもの、いろいろ検討しております。それらをトータルした中で、どこまでできるのか、できないのかということはまた話になるかと思いますが、その時点でまだ足りない部分があれば、これは当然こういった形でやるべきなのかというのは、また検討しなければならないというふうに認識しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

逆なんですよ、移動できなくなったんですよ。10月1日から移動できなくなった人たちができたんですから、その前に公共交通をどうしていこうか、あるいはタクシー会社さんがどう取り組んでいくのか、そのことがないんですよ。その行政の努力がないんですよ、行政としてどうやったらいいかということが10月1日から見えたわけでしょう、その人たちが乗れないということが。認定できない、福祉有償の運送では無理だ。そういう外れた人たちを、動かす手法をとらなかったんですよ。そこに問題があるんですよ。

私も決まりがあっていいと思っているんですよ。全部野放しにした、そういう制度じゃまずいと思っておりますけど、しかし多くの人たちが今まで乗っていたのに乗れなくなったんです。乗れなくなった人たちをどう助けたって、その手法がないんじゃないですか。そのことを言っているんですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

すべてこの福祉有償運送で対応できるということは、無理だということをご理解いただきたいと思っております。そうした中で、即じゃあそれが何なんだという形につきましても、そう簡単には今我々が行ってきておる福祉的な交通機関につきましても、その辺もまた今整理をしたいということでおるわけでございますので、その辺もご理解いただきたい。

ただ、今現実に困っておられる方は、再度そういった判定をさせていただいたり、また、その辺はもっと踏み込んだ中で、どうすればいいかというのが出てこようかと思っております。対象者の方々に

おかれましては、一定の基準だとかというのは我々が判断するわけで、お困りの方々は、そういった基準というのではないわけですので、どうしてもその枠というものの中から、外れる方もおられるわけですので、その辺のとらえ方というのにも検討させていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

今市長が言われるように、本当にやっぱり運送だとかNPOの皆さんのためじゃなくて、移動に困っている人たちを助ける、利用者が一番大事なんです。そこに視点を置いてやっていただきたい。ぜひまたこの論議を、運営協議会の中で提案していただきたいし、また論議をしてよりよいまちづくりをしてほしいなというように要望しておきます。

今市長からあったように、新聞報道によりますと10月、この福祉有償だけでなく、デマンドバスというのでも出まして、自治体が民間に委託するなど、非常にコミュニティバスの普及がしやすくなったということが新聞報道されていまして。きのう平野議員も質問されていましたが、繰り返しになるかもしれませんが、こういうデマンドバス、コミュニティバスであります。地域福祉交通システムという部分も含めてぜひ総合的に検討して、きのうの答弁ですと平成20年度ということをおっしゃっていただいておりますけど、そういう法律も変わっている。ですから、私は足の確保というのは先ほども申し上げましたけど、福祉政策と交通対策があると思うんですね。その辺をぜひ勘案して取り組んでほしいなと思うんですが、その辺いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田鹿商工観光課長。〔商工観光課長 田鹿茂樹君登壇〕

商工観光課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

昨日、平野議員にもお答えしたとおりでございますが、路線バスだとか、各地域の巡回バス、それから病院通院バス、そこら辺も含めて、さらに議員がおっしゃられたデマンドバスも含めて一体的な運行になるように、来年度もまた検討させていただいて20年度から何とか、100%皆様の満足にすべて沿えるかどうかは別としまして、できるだけ最大の公約になるような形で検討させていただきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

ぜひ巡回バス、あるいはふれあい交通サービス事業も含めて、私は20年度というんじゃないで、やっぱり1日も早く、そして一步一步やっぱり実現してほしいと思うんですね。ですから、きのうの話ですと20年度と言ってますけど、これも市長に立候補するときの公約でもあるんですが、そういう意味ではどうですか。市長、平成20年というより、整理できる部分から1日も早くこう

という取り組みをしたらいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えさせていただきます。

それは私も松田議員同様1日でも早い、また本当に一時でも早くそれは取り組みたいわけですが、しかし、またそれをやることによって、対応の違いによりそれから外れる方々も出てきたりして、その事業を行ったらしばらく使えるようなものでないと、その都度ころころ変わるのでは、これは市民生活にも支障が出てくるのではないかなと思うわけでございますので、じっくりそんなに時間はかけれないと思いますが、やはり調査をしながらやらせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

たしか青海の巡回バスも、条例を使わないで今やっているんですね。ですから試行錯誤でいいですから、しつこいようですが、ぜひ私は1日も早くやってほしい、このことを要望しておきます。

地域プロジェクトモデル事業の関係でございます。先ほど話があったように塩の道整備や文化財活用、あるいは観光案内板の整備、情報発信、体験関連事業等言われているんですが、見てもらう、買ってもらう、食べてもらう、体験してもらう。要は、ここには産業興しということも言われているわけですね。そういう意味では、もうけという部分もあるんですが。

先日、根知で公民館大会というのがあって、私もちょっと参加をさせていただきました。仮称であります、みんなのハッスル館、いわゆる塩の道体験館って話が出てまして、そこの辺がまだ構想の段階であります、これら問題提起がされていますが、担当課としては、今後これらの提起をどのように受けとめて進めていこうとしているか、伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

松田議員ご存じのようにこのモデル地域は、根知地区が県の補助制度で県内で初めての地区ということで取り組んできてるわけでありまして、地元からいろいろ提案いただいたものを県と市と協議しながら、これを進めてきとるわけでありまして、9月議会で一定の事業の報告をして、予算づけをいただいてきております。まだ内容については、ハード事業については一部県との調整事項がありまして、それらについて地元とのお話をさせてもらっておりまして、今ご提案にありましたことも地元と協議をしております。これらは今後の活性化につながるかどうかも含めまして、また話をしながら対応を進めていきたいと思っておりますし、また議会等にもお話をしていきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

私も根知の生まれなんです、根知は大正4年に5,241人の方が住んでいたというんですね。そのとき糸魚川のまちは、何人の人口だったのかなということを想像しながらびっくりしているんですが、根知にはやっぱり塩の道、スキー場、フォッサマグナパーク、棚田とため池、しろ池の森、カジカ、戸倉山、雨飾、駒ヶ岳、ちゃんまいろ市、コシヒカリ、越の丸ナス、山菜、そば、笹寿司、雨飾温泉、美人の湯、地域の祭り、本当に多くの資源と資産、商品があると思うんですね。

最近のあれで根知の方が分析していたんですが、糸魚川地域で83万人の入り込み客があるとなれば、根知へ来る人が4万8,700人だそうです。宿泊者が1万6,600人に対して6,650人なんですよ。根知の人たちは、まさに5,000人が住んでいた村に戻っていきたい、こういうことを言っているんですよ。ですから、まさに地域振興局と総務課のまちづくり室の皆さんの力もあったし、アドバイスもあったんだろうと思いますが、非常に根知の方は元気が出てきたなことを、つくづくこの間の公民館大会で見ました。3分の1が女性でありまして、本当に元気があるな、こんな思いもしております。

先日、商工会議所の経営セミナーがありまして、葉っぱビジネスの創造で、徳島県の上勝町の横石知二さんが、まさに今の地域づくりは自分で考えて、下からやっぱり、地域の中からそういう運動をつくっていかなきゃいけない。上からトップダウンの地域づくりじゃもうだめなんだ、こんな言い方をされていました。その仕組みが今、私はある意味では、根知でスタートしたんじゃないかなというように思っております。

ですから、今課長からも話があったように、地域づくりプロジェクト事業については、これからだと思うんですね。これから詳細にやって、またハードの部分、あるいはソフトの部分をお互いに協議しながら、県も入っての話なんです、ぜひこのことを、ある意味では本当にモデル事業なんです、これを成功させていただきたいし、根知のプロジェクトZというのは、やっぱり勤めを持ったり仕事を持ったりの計画というか、そういうことで入っていると思っておりますので、ぜひこれからはかわりを持ってほしいと思っておりますが、今後のこの事業に対する考え方と言ったらいいでしょうか、その辺の決意をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

やはりモデル事業ということで取り組んでおられるわけでありまして、やはりこれらが糸魚川市内全域の中で、どこかでも次につながるような動きに、つなげていくような地域のモデルになるように、また市としても一緒に取り組んでいきたいと思っておりますし、また県からも協力をお願いしながらいくという考えであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

小学校跡地問題でございます。私も何回となく、ここの場で一般質問をさせていただきました。米田市長も議員時代、このことについて一般質問をされております。先ほどの答弁ですと、今ほどの地域プロジェクト事業との兼ね合いも含めてということもありました。

私も財政が厳しい状況は承知をしております。ですが本当にあの小学校跡地を、このままずっと放っというのかどうかということなんですよ。平成11年9月に、あそこを使わなくなったんですよ。ですからあれこれもう7年、満7年を迎えているんですよ。ことしの冬、小滝小学校の体育館がつぶれましたよね。今、根知の体育館は、あのアスベストの関係でよくなって、照明もよくなって、トイレもよくなったということですから、もっともっと地域の皆さんから使ってもらう方法を考えなきゃいけない。

給食室といたら、そこは塩の道の資料が入っているということでした。でも教室は、もうネズミの運動場になっているというんですよ、行ってみると、ずっと使ってないんですよ。このまま使わんでおくんですか、つぶれるのを待っているんですか。

ですから根知の皆さんは、プロジェクトという部分を言ってますけど、皆さんはそういう回答ですけど、7年たっているんですよ、いろんな問題提起をしてきたんですよ。しっかり私は受けとめてほしいし、少なくとも使ってない部分を使えるようにしてほしいし、要望があったら、そのことを取り組んでほしいと思うんですよ。その辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

旧根知小学校の跡地利用につきましては、地元の方からも公民館の新築とか、それから冬季の合宿施設だとかいろんな提案はあります。ただ、地域を活性化するというところで、現在、地域プロジェクトモデル事業を実施しておりまして、その辺と機能については重複する内容もありますので、先ほど市長が申しましたとおり、地域プロジェクト事業の全体像が固まった上で、その後について地元と相談をしたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

じゃあ確認いたしますが、いずれにしても地域プロジェクト事業は、ことしと来年なんですよ。ですから、もう計画は少なくともことしの春に決まると思いますよ、ハードを含めて、そうしなきゃやれないんだから。そこでじゃあ受け皿として、行政は受けとめてくれるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

地域プロジェクト事業ですけど、恐らく来年3月ごろまでにはきちんとした計画になろうと思っております。その辺を踏まえて、じゃあ実際この旧根知小学校の方の利用等についてどうするかということで、地元と協議をしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

小学校跡地は根知小学校だけじゃなくて、全体のこともあるんですが、ぜひ行政も地域要望だけじゃなくて行政として、糸魚川市として、小学校跡地をどうしていくかということも含めて、やはり私は検討しなきゃいけない、こういう時期にきてるんじゃないかなというように思います。

次に行きます、時間がございません。

地域高規格道路の関係ですが、地域産業、経済の発展、個性ある地域づくりを進めるために、あるいは災害に強く、信頼性の高い新たな道路整備が必要だということで、昭和51年に塩の道経済懇談会で決議されて、候補路線が平成6年ですか、計画路線が平成10年です、調査区間が平成11年と17年です。今整備区間へしようということで、いろんな運動をされている、先ほど市長答弁がございました。この30年の経過について、どのように評価されているか、この辺をお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

経過につきましては、本議会の初日に畑野委員長からもご報告がございましたし、また市長の方から報告したとおりでございまして、この間、非常に確かに候補路線から、あるいは計画路線から、既に7年、8年たっているわけでございまして、私どもも非常にもどかしい思いをしております。県に要望に行くと、やはり財源の問題と、それから市民の盛り上がりがないということで、その盛り上がりについて私ども今年度特に取り組んでまいりました。

いろいろな意見をお聞きする中でも、やっぱり一刻も早く整備をしてほしいということで、部分的にも着工してほしいという声が非常に高くなっております。今後、やはり整備区間への格上げが最大の課題といたしますが、取り組みの展開が必要だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

ルート案も幾つか示されまして、年度末までにルートを一定程度、決めたいということはあるわけですが、平岩地区、小滝地区、根知地区、今井、あるいは大野に対する対策も含めて、私は考えなきゃいけないな、つくってよかったなという道にしてほしいなと思うんですね。

これは昨年10月8日に開かれました糸魚川地域づくりフォーラムです。私も平成10年9月、旧糸魚川議会中なんですが、塩の道構想ということを提案させていただきました。この10月8日の中でも、根知の根知恵の会の佐伯さんが道の駅をつくってほしいということで、塩の道資料の展示だとか、郷土の食事、農産物、そして加工品の特産品ということを言われています。この中で国土交通省の道路局長であります谷口さんも来られていて、谷口さんもそのことを言っているんですね、道の駅を。やっぱりとまって見ることも必要だ、こういう言い方もされていたかというように思っておりますが、道の駅を地域活性化に生かす。こういうものを含めて私は考えていってほしいなと思うんですね。

ですから私、先ほども言いましたけど、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路ですね、議長（松尾徹郎君）

以上で、松田議員の質問が終わりました。

ここで2時10分まで休憩といたします。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 開議

+

+

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、伊藤文博議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。〔17番 伊藤文博君登壇〕

17番（伊藤文博君）

新政会、伊藤でございます。一般質問を行います。

1点目、健康づくり及び介護予防について。

糸魚川市の重要課題であり、市長の政策の3本柱にも上げている市民の健康づくりと人づくりのうちの「健康づくり」と「介護予防」は密接に関連しています。

両事業を複合的に関連づけて実施するには、それぞれの担当である健康増進課と福祉事務所の密接な連携が必要であります。

(1) 今後どのように両事業連携の仕組みづくりをし、効果的に事業を推進していくのでしょうか。

(2) 仮称ではありますが、健康づくりセンターの建築設計と、健康いといがわ21の策定業務が同時進行で行われようとしていて、健康いといがわ21の実施面での詳細な計画は、その後定められることとなります。

ハードである健康づくりセンターの建物と、それからその運用、糸魚川市全体の健康づくりの仕組みづくりというソフトのそごをきたすことのないようにするために、どのようにソフト計画策定と建築設計の連携、調整を図るのでしょうか。

2、市民サービスの付加価値について。

1つの事業を行うことで、本来の目的以外にも効果、すなわち付加価値を得るという考え方は、効率的な行財政運営や効果的なまちづくりにとって重要な課題であります。

そのためには各部・課の垣根を取り払い、縦割り行政の弊害を払拭する必要があります。

- (1) そのための部長制をひいて8カ月が経過しました。組織（部長制）をハードと考えると、ソフト面の組み立てはどうなっていて、その効果をどう評価しているのでしょうか。
- (2) 事業の計画や見直しについて、関連各部・課と調整しなければならないという考え方は、システムとして定着しているのでしょうか。
- (3) 庁舎内の内部コミュニケーションは確立されていますか。
- (4) それは効果的に運用されているのでしょうか。

1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目、市民の健康づくりと介護予防事業の連携についてのご質問につきましては、介護保険制度の対象となる特定高齢者から要支援、要介護までを福祉事務所が、高齢者を含めた市民全般の健康づくりは健康増進課が中心となり対応いたしております。

ともに目指すところは、生涯を通じた健康の維持であることから、両課のみならず庁内関係課で緊密な連携を図った事業展開を今後とも推進してまいります。

2点目の健康づくりセンターと健康いといがわ21の連携調整であります。健康づくりセンターにつきましては、今年度作成いたしました基本計画に基づいて、現在、基本設計とオープンに向けたソフト事業の準備を行っております。

健康いといがわ21につきましては、市民の健康づくりを推進するための指針といたしまして、6つの分野別に目標と指針を設定をいたし策定するもので、このうち身体活動、運動の分野において健康づくりセンターを中心に、運動を取り入れた健康づくりを進めることといたしております。

両者の関係につきましては、健康いといがわ21の目標を実現するための手段といたしまして、健康づくりセンター事業を推進するものであり、いずれも目指すところは健康寿命の延伸であります。計画策定のスタート時期の違いはありますが、医療、健康、運動の連携を意識した施策として健康づくりセンター事業に取り組んでおり、整合を図って進めております。

2番目のご質問の1点目、部長制は事業の執行において関連の深い課の連携を高め、より円滑に施策を展開できるよう取り入れたもので、それぞれの部の直面する諸課題や他の部にかかる事務に対して、部長の指示、調整のもと連携を図りながら事業の推進を図っております。おおむね順調に進んでいるものと評価をいたしております。

2点目の関係部・課の調整、連携につきましては、事業の施策の調整の場として、理事者を中心に部・課長会議、四役会議を定期的を開催し、重要施策の調整を行っておりますほか、必要に応じて調整会議、庁内委員会を開催して対応いたしております。

3点目、4点目につきましては、庁内でのコミュニケーションの場や機会を確保し、効果的な運用を図っているものと考えておりますが、市民ニーズは複雑、多様化しており、複数の部署に関連することが多く、今後ともより綿密な庁内調整を行って、施策展開に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

市長は健康づくりが重要だというふうにおっしゃっています。市長の言う健康づくりは、運動によるそれだけのことではないと思うんですね、健康いといがわ21にも6つの分野に分かれているということでもありますから。その中で、運動による健康づくりという面で考えますと、糸魚川市で有効に実践して、確実に効果を上げていくために、これからやっていかなければいけない重要なことは、何だとお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

運動を中心とした健康づくりを進めることによって大切なことというのは、いろんなアプローチの言い方であるんですが、私どもハードとソフトのもちろん整合もありますし、これからつくります地区センターと地域とをどう結びつけて、全体的に支援していくかとか、その見る観点、言う観点で違いますけども、大事なことといえば、まずそれから始まるのかなと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

健康いといがわ21というのは、6つの分野に関して、こういうことをやっていきたいという、まあ目標設定に違うようなものになってはいますが、これに対してこれを実行するための実施計画というか、実行計画といいますか、そういうものは定められるようになってますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

健康21の具体的な計画でございますけれども、今具体的になっておりますのは身体活動、運動

の面で、基本計画として（仮称）健康づくりセンターの基本計画を立てる。この中で、これは具体化していくということになっております。それ以外のものについて具体的なことになりますと、これは具体的な事業計画、個々の実践の事業計画の中で関係部署と連携を取ったり、あるいは関係機関と連携を取って、毎年の活動の中で、その目指すべき姿に向かってどう取り組むかというのを進行管理しながら進めると、そういうふうなことになるかと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

文教民生常任委員会では、健康いといがわ21の策定に向けての説明がありました。これは大きな枠での先ほど話したような計画だということで、具体的な話には到底、これから定めるということもあって及ばなかったわけですが、それが定められた後で、実施計画、実行計画のようなものが定められるというふうに、当然、委員の多くは思っていたと思います。ところが今のお話ですと、もう健康いといがわ21そのものが、実施計画というようなことですね。

詳細な計画が定められて、今後、事業計画を予算化して行って、それを進行管理していくと言っていますが、何をガイドラインにしてやっていくのかというのがないと、非常に行き当たりばったりになってしまう危険性を感じるわけですよ。当然、そうならないようにやっていくでしょうけど、指標がない。詳細な計画が定められて、事業の目的というのがはっきりしますね。その目的に向かって、目的を達成するための手段というものが決められていく。ところが、その目的と手段というのがはっきりしてないと、手段を講じただけで、もう目的を達成したことになってしまうという危険性がありますね。ここのところはどのように。今、事業計画を定めると言っていますが、どういうスケジュールに従って実行計画を定めて、目的に向かって間違いなく、その方向をずらさずに運用していくのか、予算化して実行していくのかというのは、非常に不安を感じるころなんです、この点についていかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

健康いといがわ21は、目指すべきの姿と、それにかかわる目標設定。既にパブリックコメントで提示しておりますので、ごらんになったかもしれませんが、そういう中で目標指標を掲げております。その目標指標につきましては、10年間というふうにしております。そういう中で、目標指標を達成しようというものでございます。

すべてこれを人と、あるいは事業と財源を担保して、進めるという実施計画は作りませんけれども、この6分野、運動、食生活、それから心の健康、生活習慣病、あるいはアルコール、たばこ、それから歯、こういう1つ1つは具体的な今度取り組みで、ごく大ざっぱでありますけれども、みんなの取り組みということで、それぞれがどう取り組むんだということを示されております。

そういう中で、毎年の活動の中で、関係機関会議等を持って、その目標に達成するにどうするかということ活動を練りながら、毎年、具体的な事業の中で予算を認めていただきながら、実施し

ていくというふうな考えであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

当然、そういう考え方で進むんでしょけれど、その進め方について大きな目標設定の後に、実際に実施計画がなくてできるかというところに不安を感じるということは、今の答弁では全然解消されてないですね。

大きな資金を投じて建設する健康づくりセンター、これをきちっとして有効に機能させて、健康づくりを促進していく。そこにも綿密な計画とフレキシブルな改善システムが必要だとは思いますが、健康日本21実践の手引きというのがありますね、インターネットでも公開されております。健康いといがわ21にも実際にこの指標を達成するために、10年間と言ってましたから、10年間こういう形で進めていきたいんだというようなものが、製本されたような計画ということを書いてるんじゃないんですよ。やはりそういうものを決めてやっていかないと、どこかでずれが生じてもチェックの機能が働かんのじゃないか。

これまで一般質問でも委員会の質疑でも、健康づくりについてはソフト面が先でハードは後ですよと、ならなきゃおかしいよねという話で、そうしますということを書いてきたわけですが、また答弁の方もそれで一貫して答えられていたと思います。

健康づくりセンターについて、確かに健康づくりセンター基本計画というのが、さきに策定されておりますね。これは健康づくりセンターをどう生かして、健康づくりをしていくかというところの計画であって、先ほど答弁の中にもありました地区センター、公民館や健康センターなどを使っ

ての健康づくりの地区センター、これをどう関連づけて動かしていくかというようなことについては、全市的な健康づくり計画と言っていいんでしょうか、というものではないと。

今、その全市的な計画というもので言うと、ハードの計画とソフトの計画は、同時進行してることになります。これはスケジュール上仕方ないのであれば、そこでそごが生じないようにどうやっていくのかということが、しっかりと詰められていけばいいわけですが、その健康づくりセンターの使い方。今は介護予防の連携を言ってますが、そこの絡みを考えて、これからいろんな考え方が変わってくると、当然必要となる施設も変わってくるというようなことも考えられます。どうこれからの計画策定の中で、その危険性を回避することを担保していくのかということこの考え方を聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

健康いといがわ21の運動を中心とした健康づくり、これの具体的な計画は若干時点の差はありますけれども、（仮称）健康づくりセンター基本計画という中で、ハード・ソフトを明らかにしております。ただし、それは概要的でありますけれども、これを今度、今おっしゃったように具体的にそれを使えるように、さらに詳細なものをこれから作り上げていかなきゃなりません。

そういう中で、健康いといがわ21の運動を中心としたこのソフトというのは、運動を中心とした健康づくりは、この基本計画にゆだねられておりますから、ここを中心としてやるのが、それをということですから、健康いといがわ21とは、そごしないということで考えております。

ただ、そうはいつでも、これから具体的な準備段階で、そういうことがないようにということでもありますし、健康づくりセンターのハード、施設計画についても、基本計画で基本的に示した範囲内でやっていきますので、それとそごしないように注意しなきゃならんということは言うまでもありませんけど、そういう中で、これからさらにオープンに向かって、具体的な運動を中心とした健康づくりと、この健康づくりセンターのハードというものを、進めていかなきゃならないと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

外面的にはそうなんです。具体的にどのような連携の取り方を取っていくかということが、私はその辺を答えてもらいたかったんですけど。

ちょっと違う面から聞きましょうか。健康づくりセンター基本計画では、3番のところですね、健康づくりセンターと地域施設等との連携ということがあります。ちょっと長いんで読むのは控えますが、その中で健康づくりセンターと、保健センターや公民館、医療機関等との連携。行政内部による保健、スポーツ、福祉等の各分野間の連携。これらの新たな専門家と保健師、栄養士、看護師との連携というようなことですね、「連携」をたくさん言ってますね。

さまざまなこういう連携を言ってるわけですが、これは2つ目の質問とも関連してくることになるんですが、各部・課が密接に連絡を取って、今後計画を定めていくということが、これからちょっと触れます介護予防との連携の中でも必要になってくるわけですね。そこをどのように、よりよい糸魚川市の仕組みづくりをするために、どういう連携の取り方をしていくのか。要するに各課の例えば健康増進課の担当であっても、福祉事務所の考え方をどう取り入れていくのか。学校教育との関係がもしあるとすればというようなことの中で、どのように連携を取っていくのかというのは、それを取っていかなきゃいけないことはわかってるわけですよ。そして、そこでそごが生じてないようにやっていきたいというのは、そのとおりです。だけど進んでいけば、担当課で進んでいっちゃうでしょう。それをどうするのかということを知っているわけですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

確かに、例えば運動を中心とした健康づくり、こちらにつきましては福祉の部門、それから生涯学習の部門、あるいは健康増進にかかわる部門があると思います。それらについては、これからも具体的に係レベル、それから課長レベルで、具体的にそういう連携する会議を持ちながら、整合はとっていかなきゃならんと思っています。

また、介護予防と健康増進につながることにつきましても、国ではスッパリこの包括支援センタ

一の関係で仕分けしましたけれども、例えば現実的に私ども介護予防の担当部署と、私どもの保健師、栄養士等がいる成人保健の部門と隣り合わせであります。そういう中で実態的につながりを持ちながら、さらには所長と私と時には入ってということで、既に3回ほどそういう形で持っておりますが、そういう具体的な場面を通して、連携は取っていく仕組みにしていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

これは健康増進課と福祉事務所の連携、部長の分野になってくるんで、ちょっと後で答えてもらいますけど。

文教民生常任委員会で市外調査に行きまして、先ほどもちょっと話が出てましたけど、銚田市のとっぴ・さんて大洋ですね、ここでは寝たきりになる原因は、脳卒中に次いで転倒による骨折が多いということで、大腰筋を鍛えるということを基軸にして健康づくりの仕組みづくりをしてますね。

介護予防の方で訪れた和光市では、要介護度の軽い方について、介護が必要になった状況を見てみると、下肢機能の低下や閉じこもりなどにより生活機能がじわりじわりと低下していく、いわゆる廃用症候群、これは生活不活発病という人もいるそうですが、それが大きな割合を占めるということで、この両方の見解を総合して考えると、健全な中高年者に対する健康づくり、そのメニューの提供と、要支援、要介護者に対する介護予防、生活機能改善のメニューの提供というのを、連携づけられたシステムの中で行っていかなければならないということが見えてきます。この介護予防の中で今話をしたような部分と、健康づくりとの連携について、どのように考えてますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

先ほど伊藤議員の方から言われました両市の対策といいますが、事業のあり方、これは非常に参考になるものだということでお話を伺いましたけれども、やはり連携ということでは、介護度ということで福祉と保健に限定させてもらいますけども、その中でやはり調整と情報の共有化、これが一番大事なんだろうなと。その上で、先ほど健康増進課長が申しましたように日常的に会議ですとか、担当者レベルの打ち合わせ、これによって情報の共有化を図っていくと、意見調整をしていくというのが、日常的な中で一番大事になってくるのかなというふうに考えております。

その中で、さらにシステムという形では、例えば市民の目から見れば総合的な相談窓口、こういったものも必要になるのかなと。今現在、こういった機能はございませんけれども、その機能に類したものを、今後、健康づくりと介護予防の連携という中では、つくり上げていく必要があるのかなというようなことで認識しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

今ほど調整と情報の共有と、会議、打ち合わせ、そして総合的な相談窓口という話があったので、連携して考えておられるなということはわかりました。

健康づくりセンターの設計についてもこの両面ですね、障害者の利用も含めて両面のことを考えて設計、建設されなければならないというふうに思いますが、今、設計委託がもう決まったかどうかちょっとわかりませんが、これから設計に入らる中で、その辺の考え方というのは、要求事項の中に入ってますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

（仮称）健康づくりセンターの基本設計には入っております。そういう中で、それらもある程度考慮して、ユニバーサルデザインということを中心に、その辺の話は。基本設計ですから、今基本設計だけの段階でございます。具体的な詳細は、その次という段階になりますので、そういう中では基本的に触れております。

ただ、大きい仕分けとして先ほど部長も申し上げましたけれども、私どもは介護予防にいく前の健康づくりというのも私らがするという立場で、そういう中で大きな機能を担っていかなきゃならんというのが、健康増進課の立場であると考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

健康増進課としては、特にそうですね。

そういうことですが、ちょっと介護の方面に目を向けますと、高齢者福祉と介護保険事業のドッキング、またはひいては健康づくり活動との連携が求められてるというふうに考えるわけですが、糸魚川市介護保険事業計画、この中では居宅で行われる介護予防事業というのは多くはないですね。この中にあるのですよ、食の自立支援事業ぐらい。

和光市ではこの例を申しますと、ヘルパーの補助により生活機能が低下するという考え方、ちょっと新しい考え方ですが、やり過ぎてはいかんということなんですね。本人ができていたことを、もう一度できることを目指すという目標のもとで、ヘルパーはまさにその手伝いだとして、食事プラス運動機能、生活機能の中の幾つを「×」から「○」にするかということが、重要だというふうにしていきます。6カ月で、自立を目指すプランが必要だとして活動しているわけですね。今までの考え方をちょっと打ち破るような形でやっていますから、当初は大分抵抗があったというふう聞いております。

ヘルパーと一緒に体操をして、一緒にご飯をつくり、一緒に食事をし、一緒に歯みがきをするという、まさに健康いといがわ21の中に言われている、ある程度の部分をカバーする形で、高齢者福祉に介護予防事業をドッキングさせたと。非常にすばらしいやり方だと思うんですが、これにつ

いてどう思われますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

ただいまの和光市の取り組みというのは、非常に前進的な取り組みかというふうに思っております。まさしく今議員がおっしゃったとおり、要は、本人ができていたことをもう一度目指すと言いましょか、言葉をかえれば本人がどういう状態になりたいのか、なろうとするのか、そこをお手伝いするのが、介護予防の基本なのかなというふうに考えております。

そういった意味では、健康づくりセンターの話になりますが、やはりその中でも介護予防という視点で、具体的なその機運はまだ見えてないんですけれども、例えば今施設でもって介護予防ということで、リハビリのマシンを使ってやっているところもございます。そういったものを健康づくり施設の中で、一般の筋力トレーニングマシンとか何かという形で一緒にできないかと。あわせて、中にそういったプログラムをつくれる人を要請していければいいのかなと。それが今現在考えている介護予防と健康づくりセンターというつながりの中で、どういう仕組みづくりをしていけばいいかというのを、ちょっと考えているところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

ぜひ前向きをお願いします。

今の和光市の例ですが、先進地の事例を参考にするというのは、よく指摘、答弁の中に出てきますが、この例のように今までの垣根を取っ払って、本当の意味で先進的に取り組んでいる。この担当者は、全国に講演や指導で呼ばれるそうです。大分その世界では、有名な方のようなですね。こういうところへ糸魚川市の職員を派遣して、研修なり実習なりを受けさせてくるということは、非常に大事なことではないかと思えます。

先日も委員会でこの話をしたら、いや、その情報をぜひ教えてくださいということが、担当の方からありましたけど、私がまた伝えられることというのは、これは限りがありますから、ぜひこういういい例に対しては職員を派遣して、もう本当に糸魚川市をいかによくするかということ、早く実践していただきたいと思うんですが、これについてはいかがでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

全国に今、そういった健康に取り組んでおる市町村というのは結構多くありまして、非常に長い間研究をされて、進めてきておる先進地というのは結構あるわけございまして、我々はその中の

どれを取っていくか、また、どれを利用させていただくか。これは後発的な我々市町村といたしましては、それをうまく利用させていただくことが、これが一番いいのだろうと思っておるわけでございまして、伊藤議員ご指摘のとおり、やはりこれは資料だけでは、なかなか計れないものがあるかと思うわけでございますので、積極的にやはり研修に出ささせていただきたいと思っておりますし、私は糸魚川のこの健康は、やはり今までの保健と運動機能が一体とならなければだめだと思っております。

今ほど課長答弁にもありますように、1つの健康増進だけの運動の部分だけでもだめだし、今まで保健という、いろいろと市民の健康を守ってきた部分だけでも、これはちょっと守りになるのではないかなという感じがしますので、それを今までの長い蓄積の経験などをその中で生かさせていただいて、新しい健康づくりセンターの中で情報発信をしていきたいと思っております。

それと、また健康づくりセンターのお話をいただいているわけではありますが、これはそこへ行けば、全部やれるということではないわけございまして、健康づくりセンターの本当の大きな目的というのは、それとまたほかには今までの福祉センターという機能も、そこに持ち合わせておるわけございまして、すべて健康づくりセンターで100%ということでは私はないと思っております。

ただ、そこでは今までなかった健康づくりに対する情報発信ができる場所、そして全市に波及ができる一つのマニュアルづくりは何なのか。それにはやはり今、伊藤議員ご指摘のような、ソフトというものが加わるわけございまして。

それで私は運動は、いろんな今先進地事例を考える中において、絶対にこれはやらなくちゃいけないな、これは取り組まなくちゃいけないなというのは、市民が長く行っていけるという運動を、取り入れていかななくちゃいけないんじゃないか。いくら体にいいといっても短期では、私は健康というのはできないんだらう。運動はやはり長く市民から行っていただいて、それが健康につながるんだということになるかと思うわけでありまして、その辺を糸魚川市民に何が一番いいのか、一番長くやっていただける運動は何かというところが、やはりこれが必要なんだらうと思っております。

それがこれから新しい健康づくりセンターを中心に、進めていきたいということでございまして、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

健康づくり、介護予防については、最後に1つだけ。

健康づくりと介護予防というのは、実は境目がないんじゃないかと思うんですよ。これは特に市民の側から見たら同じなんですね。自分がどこに入っているか、要するに行政側から見て、どこに入っているかということにしかすぎない。どの制度が自分に当てはめられているかということであって、市民の側から見たら境目はないけど、行政的には整理されているというシステムが一番いいわけですね。

それが先ほど和光の話をしてますけど、市民に対してその健康づくりと介護予防の仕組みを、しっかりと説明することも必要になってきます。そうすると、何か計画的なものが必要なんじゃない

かなということになって、それが例えば手引きのようなものであったり、冊子のようなものであったりということも必要になってくると思いますので、ぜひ広報活動を含めて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、市民サービスの付加価値というふうな方向にいきます。

付加価値という用語は、さまざまな分野にまたがって、いろいろな意味で使われますが、ここでは1つの事業を行うことで、本来の目的以外にも効果を得るというようなことで考えていきたいと思いますが、市の職員の意識の中に、住民サービス、市民サービスの付加価値という考え方が、根づいているかどうかについてお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

職員の中に付加価値の意識があるかということだと思っておりますが、行政の仕事につきましては、1つの仕事をやることによって、いろんなところに波及するということが多くありますことから、必然的にそういうものは感じているのかなと思っております。特にそのものを意識して、これまで取り組んだというのは、自分の中ではないような感じがしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

多分、意識はないんだと思いますね、感じてはいるけど、意識しないとだめだと思いますよ。

付加価値という考え方1つ持つと、ものの考え方の方向性が変わってくる、広げ方が変わってくるということがあると思うんですね。時間も予算も限られた中で効率的に総合計画に従って、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」を目標とする都市像に向かって、糸魚川市づくりを推進するため、このためには効率的な行財政運営が、もう絶対的に必要であります。そして、そこには付加価値という考え方をぜひプラスしてやってもらいたいと思うんですが、1つの事業で2つ、3つの効果、1つの事業にほかの事業を並行して行うことで3倍、4倍の効果を上げる。または、漏れなくサービスを提供することによって、効果を倍増するというような考え方ですね。複合的な政策の展開により、多くの効果を生み出すというような考え方が必要だというふうに思います。

製造業や建設業の場合、安全というのは、最優先の社会的責任であります。安全の確保には、投資をしなければいけません、優れた企業はその投資効果を、安全を確保するだけでなく、作業環境を改善して効率のアップと、社員の精神衛生の向上を図るなどというふうに付加価値を求める形で実行していく。そうでなければ、採用しないというのが考え方になります。

合併1年後に組織変更したのは、市長の強い意思があったからだと思っておりますが、これで組織の形はある程度整った。しかし、その能力をフルに活用できているかどうかというのは、これは形を整えることとは、また別のことですね。できてないというんじゃないですよ、別のことです。

部長制の機能をチェックする場合に、当然、部長個人の能力の問題と、それから部長制がシステ

ム的に機能するようになってきているかどうかというのが、チェックされなければなりません、これはそういうことをチェックする、またはできるマネジメントシステムというのが、今、糸魚川市にありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

これといって、はっきりした文書的なものはないですが、それぞれいろんな課題については、理事者を中心とした四役会議で調整をし、さらにはそれぞれの部・課長会議というような形でのものを取り進む中で進めてるということで、理解をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

それはまあやられているだろうという前提で聞いているんですけど、システムというのは、システムがチェックを要求してくるんじゃないければ、システムと言わないわけですよ。こういう立場の人がいて、その人がときどきチェックしますよという考え方は、システムじゃないんです。それはもう日常職務の一環であって、システムでも何でもありません。チェックして改善すべき点が見つかったときには、条例改正のようなものが必要なものは別として、フレキシブルに速やかに改善が行われていかなければならないというようなことが言えるわけですが、今、部長制を本当に機能させていくために、また、そして縦割り行政の弊害をなくしていくために部長制がひかれた後に、その縦割り行政の弊害を解消するための具体的な動きと伺いますが、こういう連携会議を取って、こういうことを下に下げて、こうやって実行していますというようなものは、説明できるものがありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

部制になりまして、要は1つはそういった、それぞれの部間の連携をよくするというようなことで、ずっと仕事をしております。そういう中では、今まで特に事業課部門ではいろんな問題では、ちょっと1つの課だけが走るような形もあったと思いますが、部長を中心に仕事をしていると思っておりますし、各部間につきましては、先ほど申し上げました、以前の四役会議につきましては各部から入ってなく、管理部門だけだったわけですが、そういった各部長に入っていただくことで、全体の調整、問題点、そういった場合については、じゃあどの部とどの部で調整しているかというようなことの話し合いを、させていただいているということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

部制は新しくしいたものですから、みんな注目しているわけですよ、本当にその機能が働いているか。だから今までの組織でそのままいった場合と、やっぱり執行部側もそこに対して意識をかなり強くもってないと、市民に訴えるものがないだろうと思いますね。

総合計画に少子化対策という文言を入れるために、議会での会議で私は3回発言して、やっと少子化対策というのが、総合計画の基本計画の中に入りました。この少子化対策というのは、複数の部署にまたがる政策だからですよ。これが何で入らんかったかは、縦割り行政の弊害の最たるものですね。あの事態を受けてその後、縦割り行政の弊害のために、このことが起きたんだということに対して何か話をされて、今後どうしていこうというようなことはありましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えさせていただきます。

今議員ご指摘の縦割り行政の批判というのは、これはもう従来からあったわけでありまして。

そして、これは確かに市民の方々から、やはり縦割り行政の弊害というものは、具体的に見えておられたかもしれません。しかし、これは組織を運営する立場といたしましても、やはりその辺が大きく私も問題があるだろうということの中から、この部制をしかさせていただきました。

今ほど野本部長の答弁にもありましたように、私は非常に自分自身がこの648名の市の職員が、事業に向かって仕事をする中において、やはり機能的に動いていただかなくちゃいけないし、また今言ったように横の連携も必要。そういったものの中で、これは事業の推進のための組織、組織のための組織ではなくて、やはり事業推進のための組織であるわけでございますので、やはり執行者といたしましては、いかに活動しやすい組織づくりの中で、事業を展開していきたいということをつくらせていただきました。

それは今ほどの答弁でもあったかと思えますし、また、なおかつ月曜日に定例的に、各部の中で課長が集まっては協議をしとる部分もあるというわけでありまして、そして部と担当の課と協議をする中においては、多少横にしながら、今まではそういった問題点というのは耳に入らなかったんですが、今度は一体となってそういった課の課題、問題というのは、その中でまた他の課長が聞くことによって、連携がまたできるところも出てくるのではないかと思うわけでございまして、今、定例的な四役会議の中には部長に加わっていただいておりますが、しかし事例ごと、またはそういった各部の中で、そういった会議を定例的にやって、また不定期にも、そういう形ではやっているというのを聞いとる中において、非常に私といたしましては、事業の推進には役立っているなと思えますし、私もその課題を持って歩くときに、1つの部を中心とした連携、また密接なやはりチームワークというものも私は感じておるわけでございまして、非常に効果というものを感じております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

今のやり方が悪いと言っているんじゃないですよ。よりよくするために、どうしていくかというところで一つ問題点を洗い出して、何か次へ広げていきたいなという視点で話をしているので、今の市長さんが言われたとおりだと思います。

さっき言った、何か少子化対策というものが抜けていたというのが、これかなり僕は重要な問題だと思うんですよ。その言葉が抜けていたということじゃなくて、なぜ抜けたかという問題が非常に重要な問題で、そういうことが明らかになったときに、その行政執行の中のいろいろな執行していくシステムというものに問題点を見出して、何か改善していくということができていったら、どんどんよくなっていくわけですね。だからその後、何かしたかというふうに聞いたんですけど、多分、問題点として取り上げられなかったんだろうと。その少子化対策という文言をプラスして、終わっているわけですよ。

ですから今後、部長制をしいた中でも問題点を抽出して、本当の意味で部長制をもっとよりよく生かしていくためにどうするかということは、必要だと思いますね。各部長間の調整というのを、また上の方がやっていくというシステムは当然必要だと思っています。

各部間の調整というのは、今言われた四役会議というようなものの中でやっていかれるということだと思うんですけど、ここで問題点として取り上げられたものは、どういうふうに各部から課に下ろされているかというところが、何かちょっと指揮命令系統プラス指示書みたいなものを含めて、何かシステムの的に決まっているのであればお答えください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

いろんな調整事項というのはたくさんあるわけですが、今のシステムの中では企画財政課の中の企画政策係の中で、それぞれの課題を持ち込んで、そこで関係課を集めて調整会議ということで、まずそこで論議をいただくと。それから内容によっては、関係課を集めた庁内委員会を設けたり、部会を設けたりするというのが今のやり方であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

四役会議からというふうに聞いたんですよ、四役会議から。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

四役会議でそれぞれ方針が出ますと、やはり企画財政課で、全課の調整をするという機能は企画財政課に充てられておりますので、そこで調整をして、方針を出すということになっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

その辺のシステムがどうなのか、ちょっと疑問なんですけど、四役が出た会議のものが、また企画調整の方に下りてという、1つの課に。そうすると部長制度というのは、本当にそれでフレキシブルに動くんかどうかというようなことで、ちょっと疑問を感じますけど、これは全然問題ないんですか。それとも、もっとこうの方がいいというのは、課長、自分の私案の中に何かあるんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

栗林助役。〔助役 栗林雅博君登壇〕

助役（栗林雅博君）

部長制度をつくりまして、今まで私が各課長とのいろいろな事業を連携をして、君の課はこういったものをやりなさい、こういうふうにやりなさいというふうにやっておりましたが、現在、部長制になりましたら1つのブロックごとに、それぞれの部長に専決権、あるいは決裁権、あるいは合議権を与えて、それでやりましたので今までそれぞれの。

例えばの話ですが、建設課、あるいは今度は下水道の関係、観光課、それから今の新幹線推進課と、1つの事業に対していろいろの事業が絡んでくるものがありますけれども、そこは今まで私がいろいろなものを、ここをこういうふうに検討しなさいというふうにやっておりましたが、部内で部長を筆頭として、それぞれきちんと事業に対応しているのが現状でございます。

それから、その部長の権限を越えたもの、例えば今回の災害のように四役の中でもって災害があったと。じゃあ道路の方についてはどうすると、観光の道路についてはどうする、輸送の関係はどうするというような話をされますけれども、今度は部長の権限を越えますけれども、今度は福祉保健の方では、じゃあ高齢者、学校の方の移動はどうすると。そういったものを今度は四役会議のところで、それぞれの部長に、ここの問題についてはこういうふうに検討してくれよと、こっちはこれでもって検討して、住民対応についてはどうするかということ、それぞれ部の方に分けて、今度は部長の権限において、それぞれの課にしっかりとやっておりますので、調整機能は前よりもしっかりと伝達をしていけると思いますし、横の連携も私は強くなったと、こう感じておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

課長の説明とちょっと違うよね。四役から企画へ下ろして、そこで調整してるというのと、今の話と違うんで、どちらが主たる流れなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

伊藤議員は最初、各、幅広い話というようなことで総務課長は受け取って、そうした場合については、当然、それぞれの部長には、その場で指示がありますので、部長もそれぞれ各部へ帰って、それぞれの指示を各課長にすると思うんですが、そういった中で1つに取りまとめる方策として、調整会議というものが機能していくんだということでございますし、今助役が申しあげましたように、その部で対応できるものは、当然そのようなことをやっておりますし、急ぐものについては、会議の場がなければ四役会議の中で、各部にお前のところは、これをやれというような指示があるということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

了解しました。

付加価値という話にちょっと入りますが、今行っている事業に付加価値がある、これからやる事業に付加価値をプラスしていくということではなくて、今行われている事業も、複数の効果を発揮しているのがありますよね。そういう意識を持っていないと、その事業を見直していく段階で、これまたちょっとまずい話が出てくるんじゃないかと。

1つの例をとってお聞きますが、9月議会で平野議員が質問しました資源回収に対する補助金の見直しというのを例にとって、ちょっと質問をします。

この補助金、これの付加価値というものについて認識があったかどうか、市民課長、お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

お答え申し上げます。

確かに資源回収の奨励金ということで、あくまでも補助金というような考えはございました。ただ、今、付加価値ということで議員から問われますと、これについては子供とのつながり、あるいは大人同士のコミュニケーションの場であったり、あるいは、当然ごみのリサイクルの教育であったりというようなことが付加価値であったかと、こう考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

今のお答えですと当時はなかったと。ということは、事前協議は当然されなかったということですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

お答えを申し上げます。

当時としては、そういうことはなかったということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

この資源回収に対する補助金というのは教育効果ですね、それから市民協働、市民参画、地域コミュニティという非常に大きい役割を果たしていたんだと思うんですよ。その両面を考えないで、補助金は当然見直していくというのはわかりますよ。考え方の中にあると思いますが、それだけでやっていくと。そうすると今度は9月に平野議員が質問して、それがどうもちょっとはっきりしてきた、教育委員会も知らなかった。これを問題として取り上げて、事後の協議というのはされましたか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

この事案につきましては、新年度の予算でどうするかという取り組みの中で、議会であった情報の話を、どうするかということで、あれは部・課長会議だったか、課題の調整会議があったときに、みんなで話をしたというふうに記憶しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

話をされて、その結果、どういう方向になりましたですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

今後、予算に反映するという方向であったというふうに思っておりますが、結果については、また予算審議の中でお願いしたいと思っておりますが、その当時の話では、もう目的は達成したから、これで終わりということじゃなくて、先ほど言われたように違う観点での見方があるということの話が出て、それらをもう一度検討しようということで終わっていると思っておりますので、その後のことは、また担当課の方で深く検討をしていると思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。

17番（伊藤文博君）

補助金がどうなったかという観点じゃなくて、その事後取り上げられて、どういう方向で協議が進んだかというシステム的なことの問いかけですので、それでやめます。

これは民間企業の中で一部署が、ほかの部署に影響するようなことをすると、大変な問題になりますよ、社内で。やっぱりそういう意識を持って、事に当たっていただきたいというふうに思います。

内部コミュニケーションという話ですが、これは課や係の中のコミュニケーション、それから部内のコミュニケーション、それから部と課をまたいだコミュニケーションということで、1回目の質問の健康づくりと介護予防の連携というようなことにも関係をしてきます。

ISOなんかですと、この内部コミュニケーションというのを、いかにシステム的に組み立てていって確実に行われる。情報伝達がしっかり行われて、情報交換がどうされて、その結果がどういうふうに反映されていくかということを、非常に厳しく求められるわけです。

当然会議をやってるし、日常的に話をしているというのは、これはどこの会社でも当たり前の話でして、ぜひそれ以上の内部コミュニケーションのシステムを、つくり上げていただきたいとお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

以上で、伊藤議員の質問が終わりました。

ここで3時20分まで休憩といたします。

午後3時09分 休憩

午後3時20分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、猪又好郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。〔20番 猪又好郎君登壇〕

20番（猪又好郎君）

事前に提出してあります質問通告書に基づいて、第1回目の質問を行います。

1、介護保険制度見直し後の現状について。

介護保険制度の大幅見直しが行われ、昨年10月から前倒し実施された、特別養護老人ホームなどの施設入所者の食費や居住費が自己負担となった。

ことし4月からスタートした改正介護保険制度の予防介護では、高齢者の生活機能を低下や重度化を防ぎ、自分らしい生活を実現できるよう支援するとしている。要介護1を分割し要支援2をつくり、軽度者を対象とし地域包括支援センターがプランをつくり、支援することになっている。改

正制度の本格実施から半年が過ぎ、どのような問題点があられているか伺いたい。

(1) 地域包括支援センターに介護予防プランを申請した人、要支援1・2は何人いたか。申請してからサービス開始までに要した期間はどれくらいか。

(2) 制度見直し前に介護保険を使って利用していた福祉用具を、改正により利用できなくなった人について伺いたい。

利用を打ち切られた人はどれくらいいるか。

利用を打ち切られた福祉用具はどんな用具か。

利用を打ち切られた理由は何か。

制限し過ぎるといふふうに考えておりますが、理由を本人にだれが告げ、どのように納得させたのか。

利用を打ち切られた人に対する次善の対策はどのように行ったか。

(3) 制度の見直しで支援限度額が下がり、デイサービスなどの施設利用を制限された人がいるが、その理由は何か。

2、福祉有償運送について。

道路運送法の一部改正により、糸魚川市運営協議会がもたれ福祉有償運送が行われているが、利用できる人はどのような条件が整っていればよいのか。

3、平成21年度開催のトキめき新潟国体に向けて。

糸魚川市実行委員会が結成され、具体的な第一歩を踏み出したことは評価する。第2回実行委員会開催は19年度になり、そのときに4つの専門委員会が設置されると聞く。それまでに市内の論議を深め、第2回実行委員会後、直ちに諸準備を進めることができるよう、実行委員会事務局の拡充を図る必要があると考えるが、市長のお考えを伺いたい。

以上、第1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

猪又議員のご質問にお答えいたします。

1番目の介護保険制度についての1点目、包括支援センターで介護予防プランを申請した人数は、10月末現在で233人です。

申請からサービス開始までは、おおむね40日程度かかりますが、緊急に介護サービスが必要な申請者には、認定前でも対応いたしております。

2点目、福祉用具に関してのご質問ですが、1つ目の制度改正により利用対象外となった方は、約180人です。

2つ目の制限された主な用具は電動ベット、昇降座いす、車いすなどです。

3つ目の制限された理由は、用具を利用することに依存して介護度が上がる事例が多くあったためです。

4つ目の対象外となる高齢者への説明は、主にケアマネジャーが担当し、制度変更の趣旨を説明してまいりました。

5つ目の次善の対策ということではありますが、趣旨を十分理解していただいた上で、ヘルパーやデイサービス等の利用の中で、用具に依存しない、自立した生活への支援をいたしております。

3つ目の施設の利用制限についてではありますが、理由といたしましては、制度改正によるものであり、改正の趣旨は福祉用具への依存と同様に、過度のサービスを控えることで、自立状態の維持、継続を図ることです。

次に、2番目の福祉有償運送につきましては、対象者はガイドラインに明確に規定してありますが、その要点は、市内に在住であり、会員登録をした方で、要介護等の認定者や身体障害者手帳などを所持し、なおかつ単独ではタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な方です。

次に、3点目の国体実行委員会事務局体制についてのご質問についてお答えいたします。

現在、国体の準備事務は教育委員会生涯学習課と総務課が合同で進めておりますが、平成19年度当初に国体の準備推進事務を行う事務局を設置し、体制準備を図っております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

おわびをいたしまして、訂正をさせていただきます。

2番目の福祉有償運送につきましてのガイドラインを明確にしています、その要点の中に、「市内に在住」と言いましたが、「市内に住所があり、会員登録をした方」ということに、訂正をしていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

介護保険制度の方から入りますが、ケアマネジャーがプランをつくる。このプランをつくるときに1カ月単位、1人に対して今まで50件が多分上限だったと思ったんですが、8,000円払ってましたね。これ報酬が変わって介護の重い3から5までの間は、1人について1万3,000円になったんですよ。一番下の要支援は、1件について4,000円なんですよ。こういう報酬の違いといいますか、格差をつけて、低い方は全部、地域包括支援センターにやっていると。

こういう流れをつくっているようなんですが、ケアマネジャーにしたら、今まで自分の近くにおいて頼まれた人は、全部どんなランクでもつくってたわけですね、プランは。それを今度は、高い方から順番にやっていくということになると思うんですよ。しかも、扱い件数39件、それまでは報酬は100%、40件から49件までだと40%減らされるんですよ。それを超えると、さらに60%なんですよ、減らされるのは。そうなってくればケアマネジャーは、当然、重い方を重点的にやっていく。実際に聞いたら、もうそうなりますよねという話をしましたんでね。

そうすると、どうしても地域包括支援センターの方に全部集中していく。これは1回にやるわけじゃないですから、先ほど話があった233人というのは、そんな過酷なことじゃないかもしれませんが、どうしてもそっちの方に集中させるということになれば、利用する人たちは支援センターに行かなきゃだめですよ。能生と青海に事務所があるにしても3カ所ぐらい、今までケアマネジャーに簡単に頼めたものが、そっちへ行かないと申請できなくなる。こういう恐れがあると思うんですが、この辺についてはどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

今ほどのプランの策定につきまして、報酬単価の関係でご質問でありますけども、ケアマネジャーが担当するのが普通のケアプランでありますと35件で制限をされていると。それから数がふえると減算されると。これはより質の高いプランづくりをするという国の方針であるというふうに考えておりますが、いわゆる要支援の方のプランにつきましては、基本的には地域包括が策定をするということになっております。

重いものを優先して、軽い方の報酬単価の低い要支援のプランは後回しにすると、勢いそれは地域包括に集まるということではございません。地域包括は基本的に、要支援1、2の方々のプランをつくと。さらに、そのプランをつくる方法でございますが、今直営で1カ所、地域包括支援センターが役所の中にあるわけでありまして、そこですべてをプランづくりしておるわけではございませんで、逆に民間の事業所に委託をしとるという部分もございます。

そういう意味で、能生、青海の皆さん方のプランづくりも、役所へすべて来なければならないという状況ではございませんので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

私もこれはケアマネジャーから聞いた話なんで、民間に委託をしてあるというのは、民間のいろいろな事業所におけるケアマネジャーだと思うんですね。そういう人たちは委託をされたって、高い方から先にやりますよ、それはだれだって。問題は、そういうことが起きて、軽い方が全部後回しになって、要請をしたけれども、いつになったら開始されるかわからんということで、1回目の質問をしたわけですが、そういう懸念がないということであればいいんですが、その辺が非常に心配されるわけですね。委託をしたところのケアマネジャーが困るんじゃないかと、この辺はどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

失礼いたしました。そういう趣旨でございますれば、確かに今、地域包括支援センターでプランづくりをする件数は、増加傾向にございます。直営の対応で作成するには、非常に今は量が多くて、対応に苦慮しておるという中で、民間の事業所の皆さん方も、そうたくさん抱え切れないという状況はございます。

その中で今、一番私ども対応として課題となっておりますのは、要支援1、2の皆さん方のプランづくりをするケアマネを、いかに確保するかというのが課題になっております。年度半ばではございましたが、民間のケアマネの方を1人お願いをして増員をしておりますが、まだまだ今後の傾向を

考えますと、今後、ふやさなければならぬという課題を抱えておるのは事実でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

デイサービスを、新しい制度になったら、今まで2回行ってたのが1回しか使えなくなったと。ゼロになった人もいるんですが、こういう今まで使っていたものが、この制度が新しくできてから使えなくなった。これもいろいろ聞いてみたところ大体共通しているのは、要支援2の人は週に2回使える、1の人は1回だと、これは共通しているんですね、どこへ行って聞いても。そういうことで、決まっているんですかと話を聞いたら、いや、決まってませんと。要支援2の人は、2回が望ましいという言い方なんです。1の人は、1回が望ましいと。こうなると、ケアマネジャーが見て、この人は2回まで行かなくても、1回半ぐらいどうなんだろうという話をしてつくる。施設の方は、望ましいという金でしか報酬は来ないわけですから、当然、来てもらっちゃ困るということになるんですよ。だから施設の方で勘弁してもらえませんか、という話を聞いてきたんですが、どこで報酬が決まっている。支援2なら2の報酬が、これだけしか来ない。ところが、ケアマネジャーが必要だと思ってつくっても施設が断ると。こういう事実はあるのかなのか、お尋ねしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

本年4月から始まりました新しい介護保険制度の中では、要支援1、2の皆さん方がデイサービスセンターを使うに当たっての、月単位の定額というのが定められております。要支援の方であれば、1カ月2万2,260円まで、要支援2の方であれば、1カ月4万3,530円までということで、これは介護保険制度のサービスの1つの基準として示されております。これを利用の回数に直しますと、先ほど議員ご質問なされたように、要支援1の方であれば週1回、要支援2の方であれば週2回という数字になるということでございまして、これは望ましいという言葉が使われましたが、これは基準でございますので、これを超えた場合にはお話にあったように、事業者の方は介護報酬が取れないという状況になるのは事実でございます。

ただ、いずれにしても制度の改正の中で、要支援1、2の方がデイサービスを使う回数は、これを基準にするということが定められたというふうに、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

その定められたことが問題なんでしてね、基準が変わったわけでしょう。本人は今までと同じ体の状態で、デイサービスを使ってた。それはこういう基準になりました、一方的に下げただけですよ。それを今まで2回だったけども、1回にしてくださいと下げた理由をきちっと説明をして、

あなたはもうだめなんですよと。今までが甘かったと、だから下げたんですと、こういう理由を言わないと納得しないでしょう。ケアマネジャーから聞いた話では、本人にどんなに話しても理解しないというんですよ。家の人に頼んで、お上が決めたとだめなんだと、こういう話になって、へえっという話なんですよ。だけど、本人はまだ納得してないと言っていました。こういう状態で、軽いかあなたは必要ありませんよと、こういうやり方は酷だと思うんですが、感想はどうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

対象者を新たな見直しの中で限定をすると、あるいはサービスのレベルを見直しをして減るという意味では、先ほどの福祉有償と似たニュアンスになるんでありますけども、基本的には要介護1の方々について、見直しの中で介護の程度を判定をし直して、要支援2という比較的軽い方々のランクをつくったという趣旨の中には、よりきめ細かに、その人に合ったサービスの形をつくるという趣旨が、込められているというふうに思っております。

その中でのサービスの量であるというふうに理解をしておりますので、このことについては福祉事業者の皆さん、ケアマネ、プランをつくる方々が、利用する方々や家族との話の中で、十分ご理解いただくようにということも、対応についてはやっておるというふうに理解をしておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

これは国でつくった法律ですから、糸魚川で何とかせえという話にはならないと思うんですが、後から出す話もそうなんですが、切り捨てておいて、これは我慢してくださいと、こういう言い方が全部なんですよね。これ以上、この話は詰めてもしょうがないんで。ただ、要介護と要支援に分かれた、その境目ですね、この境目をどこで切ったかというのは、よくわからないんですよ。ただ、聞いてみていくと、大体こんなもんだなとわかるのは、認知症が出てるか出てないか、ここで切ってるみたいなんですけど、これは本当ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

認定調査員が、それぞれのお年寄りの状況を把握をするというのが、認定のスタートでありますので、その部分でどのような判定項目で、どういうふうに判定をされておるか。さらに、それが主治医意見書とあわせて、認定審査会の中で審査をされているという、その細かな部分につきましては、若干、私も細かいデータは持ち合わせておりませんが、認知症であるかどうかということについてを含めて、またちょっと確認をしてみたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

それで通所を制限された人ですね。さっきは用具の話をしましたけど、制限された人というのは、私が回ったところでは大体1事業所で1人か2人です。ケアマネジャーに聞いても、私が扱ってるのもそれぐらいの数ですと。これは行って来いの関係になるから正確じゃないと思うんですが、施設の方で断ったといいますか、施設を使えなくなった人、これの人数はつかんでますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。（福祉事務所長 小掠裕樹君登壇）

福祉事務所長（小掠裕樹君）

施設利用ができなくなった方の人数であります。福祉用具の関係については、ちょっと手元に持っておりましたが、今言われているデイサービスの利用が落ちた方については、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど取り寄せてお話をしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

わかりました。

それで、実はこれはケアマネジャーの話なんです。本人はデイサービスへ行って、おふろに入れてもらえるのが楽しみだと。その人が2回から1回になった。ケアマネジャーも、できれば2回にしたいと思うけれども、いろいろチェック項目があって、ここの項目はクリアしないと絶対2にならないと。何とかしたいと思ってぎりぎりのところでやるけども、最終的に判断するのは上の方ですから、そこで判断をされて、そこが通ったとしても後で介護の報酬を戻せなんていう話になると、ケアマネジャーの面子にかかわると。私が自信を持ってやってる話だめになるんで、そういうことはできないんで泣く泣く、この人はもう1回しかしようがないということでやっているんですよと、こういう話も聞きました。

それから、そんなに風呂へ入りたかったら市の方で割引券を出しますので、温泉へ連れて行ったらどうですかと、こういうふうにケアマネジャーが言われたというんです。言った人はだれだかわかりませんが、ケアマネジャーが言うには、この人は1人でふろへ入れたら危ないと思うから使ってたんで、温泉へ1人で行けるぐらいだったら保険を使いませんよという話で、大分憤慨してましたけど。これほど厳しいことをやらなきゃならんのかどうか、そうせんと金もたない。あんた方がいっぱい使い過ぎたんで金がありませんから、ここで切っているんですよと、これはだれも言ってないですよ、そんな話は。

これは用具の方へ行っても同じ話なんです。特殊寝台というんですか電動ベット、あれ1事業所で50人が切られとるんですよ、1事業所ですよ。そこで、それは全体の何割ぐらいですかと言ったら、2割から3割の間です。1事業所でこれだけ貸しているものを切るわけですから、さっ

き話があったように180人が打ち切られた。ベットを今まで使っていた人たちが使えなくなる、畳に寝るわけにいかない、起きたりなんかするときには、ベットの方が便利なんだと、だからベットを使いたいと。

でも電動は、もう対象になりませんという話になったら、自分で新しい別のベットを買うか、中古を、40万円するんだそうですが、今1割で売ると、4万円で買ってもらえませんかという話をしているというんですよ。欲しけりゃ自分で金を出して買えと、困ったら自分でベットを用意せえと。その人に聞いたら、いや、今度もっと悪くなって、また電動ベットを使わなきゃならんときに、このベットは邪魔になるんだと、こういう話も聞いてますしね。

業者の方は50もベットが余ったので引き上げてくれ、持っておれないというんですよ、しまう場所がないというんですよ。だからしょうがない、電動の部分を切って普通のベットにして使ってもらってますと。だから報酬は入らないわけですよ、もうけにならんわけでしょう。

だから業者もいじめてる、利用者もいじめてる。そういう数が非常に多いし、軽い人ですから市に関係ないと思いますよ、市は関係ない。でも、使っている人たちにすれば、こんなに楽なのにと、起きるときに。トイレに行こうと思ったら、ぎりぎりまで我慢しとっても行けたと、今度はそうはいかないんだ。

座いすも一緒ですよ、あの電動の昇降座いすというんですか、それも使えなくなった。これはある事業所だと、十数台と言ってました。これが一番困ると言うんですね。一番苦情が来るのも、ここだそうですよ、ベットよりも、座いすだそうです。これは足が悪いから、その方が便利だと。家の中で、立てさえすれば歩けるんだと。それを立つためにどれだけ苦労するか、見てくれという話で見ましたけども、旦那さんを横に置いてやるんですよ。こうやらんと立てないと言う、こうは立てないんだそうですよ、実際に悪い人というのは。そういうところからも、引きはがしているわけでしょう。

だからこの辺で、私は引きはがしという言葉を使いましたけれども、6月議会だと思ったんですが、事務所長と話をしましたよね。それがなきゃ生活できないような人から、取ってくるということは想定しておりませんと。ご自身のことを言われたと思うんですが、所長が思っている、これがないと困るなという判断というのは、どの辺で判断したんでしょうかね、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

福祉用具の制限ということでのご質問でありますけども、まず、基本的なその背景というものを、ちょっとお話をさせてもらいたいと思うんですが、国の制度の改正の背景にあるのは、やはりその利用者の状態に、果たしてふさわしい用具かどうかということについて見直しを行ったと。

それは全国的な調査の中で、果たしてこの方に、そういった用具が必要かどうかということについて、調査をした結果というふうに書いてございますが、その中から、その方に一番ふさわしい用具の使い方は、これであるというものを見直しをした結果が、今言ったように、今まで使っていたけども、使えなくなったという状態の1つのもでございませぬ。これは言うまでもない、基本的な国の考え方でございませぬ。その中で実際に判定をするのは、認定審査会と専門的な判定の中で、こ

の方については、この用具は適当でないというのが判断されるわけで、その判断の過程の中で本当に必要な人から、それを奪い取るようなことはあり得ないという意味で、私は申し上げたわけでありまして。

それともう1つは、ご理解をいただきたいのは、先ほどの伊藤議員のお話の中にも和光市の話がございましたが、その中で印象的な言葉であったんですが、「以前にできていたことを、またできるようにする」、まさに、これが介護保険の中に流れている精神でございます。

ですから、用具を使わなくても自由が広がるということは、本人にとっても好ましいことでありますし、その方向に向かってアシストする、ヘルプするというのが介護であるというふうに思っております。

ただ、実際に必要としている人から杖を奪い取って、転ばせるような制度であってはならんというのは、議員おっしゃるとおりでありますし、実際の運用の中で、どういう事例があるかというのは、また個々にお話を聞かせていただきたいと思います。不適切な事例はないと思っておりますが、もしありましたら、お話を聞かせていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

これは3月議会で、私が1回目の質問で聞いたと思うんですが、介護制度を使っているいろいろケアマネジャーのプランによって、ヘルパーやなんかを使ってやってきた。その結果、体の状態がもっと悪くなった例があるのか、こういう質問をしたんですよね。市長は、ケアマネジャーがきちんとした公正な目で見えてプランをつくっています。したがって、過剰介護や何かでもっと悪くなったという例は聞いておりませんと、こういう答弁だったんです。ということは、その時点までは適正だったんですよね。その適正なものが、基準が変わったんでしょう、使えなくなったんだから。

それをどういうふうにフォローするか、伊藤議員の話の中で例がありました。あれをきちんとやってもらえば、私のこの質問はきょうないんですよ。全然フォローするものがなくて、切ったんでしょう。切った人に対して、どういうことをやっていただきたいか。今言ったような形で、元できたことを、できるようにしてくださいと。そういうものを、あなたの場合には、こういうことと、こういうこと、こういうことをやっていただきますと、きちんとお願いできるものをつくってやっておいて、さあ、あなたは今までこれ使っていたのは、ちょっとあんまり楽になり過ぎますから、これを外しますよと。ただ、こういう訓練をすれば、あなたは元に戻りますと希望を与えて取ったんならいいですけども、そういうことをやなくて外したわけです。問題は、その辺だと思うんですよ。その人たちに次善の策として何をやったのか、これについてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

サービスの利用が制限をされたというのは、介護度1、2の部分が、ほとんどであるわけですが、その方々について地域包括支援センターでは、先ほどお話にもあった介護予防プランというものを

策定をいたしております。この中で回数こそ、先ほどの話のように制限をされておりますが、デイサービスセンター等を使いながら、今の状態をよりよくなるようにという意味での予防プランをおつくりをして、それに取り組んでいただいているというふうに理解をいたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

糸魚川市で出しています「あなたのまちの新しい介護保険制度」、これを出していますよね。これを施設やケアマネジャーは持ってます、みんな。これに福祉用具貸与、要支援1、2の人は車いすと特殊寝台、電動ベットですが、あと4項目ぐらいあるんですが、使用できません、給付の対象になりませんと書いてあるんですよ。これが一人歩きしたんじゃないですか。しかも、これは多分4月から始まっているんですから、3月中にはできてははずです。同様の話を、私は質問したと思うんですが、ここにはもう、この人たちは切りますよというふうに書いてあって、これを見てケアマネジャーも、もうこういうふうに書いてありますからしょうがないんですよと、こういうふう

に説明した場合もあるというんですね。これがもう一人歩きして、最終的にはお上の言うとおりもうだめなんですわと、こういうふうにあきらめさせただけなんじゃないですかね。実際のケアマネジャーも、この人からこれを取るのになあというぐらいのことを考えて、使っていたからなおさらなんでしょうけども、気の毒がっていましたよ。

こういうものが先に出てしまって、あなたはこういうことをやっていただければ、これがなくても、この道具がなくても普通の生活を前のように、少なくとも1年ぐらい前に戻りますよと、こういう自信を与えてこの器具は外しますと、こういう親切なことをやったのかどうか。またケアマネジャーなんか、そういうことをぜひやってほしいと。納得させるためには、そういうことを言わなきゃ本人は納得しませんよね。今まで楽だったんだから、それは。それで家の中でも歩くことができたりと、こういうふう

に思っておるんですが、どうでしょう、その辺は。私が言っているようなことが行われていたかどうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。（福祉事務所長 小掠裕樹君登壇）

福祉事務所長（小掠裕樹君）

議員が今お示しになったパンフレット、「あなたのまちの介護保険」、このパンフレット自体は、下に糸魚川市と刷ってございますが、基本的に国の方で用意した、全国的に配布をされたパンフレットでございまして、この中の22ページに、今ごらんになっているように、要支援1、2の方は、こういうものが使えなくなりますよというのは、間違いなく書いてございます。

この利用の制限につきましても、4月1日から新しい制度になりましたが、10月1日までの経過期間というものがございました。それから国の方のマニュアルの中にも、利用者本人の意思を確認しながら、この制度の趣旨を話をするように。これはケアマネジメントの主な業務になりますが、そういった対応をしていただくということになっておりますので、説明の現場については、私自身は立ち会う立場にはないわけではありますが、この趣旨に即して運用されているというふうに理解を

いたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

プランをつくるケアマネジャーは、余分なことはできないわけですから、そういう法律だといえ
ば、それに沿ったものをつくるしかないと思うんですが、それをフォローする何かというのは、先
につくってからやるべきだと思うんですね。これじゃ本当の意味の福祉じゃないというように思
います。

これからこういう軽いといいますが、要支援の人たちが使える道具というのは、どのように
考えているかどうかお聞きしたいんですが、これは第3期の糸魚川市介護保険計画の中の14ペー
ジにあるんですが、居宅サービスの推移という中で福祉用具の貸与がありまして、17年度ですが、
計画よりも229%余計なんですよ、計画に対して。これが何人ぐらいになるかどうかというこ
とで、今後どうなるんだと調べたんですが、これは55ページに載っていますが、これは人数が
5,779人、多分延べだと思いますが、平成20年にはこうなるという数なんです。今までの
経過の単位、何々単位ということで書いてあって、人数がないので比較のしようがないんですが、
今使っている人たちよりも、もっと減らすということになるのかどうか。これは今後3年間、
18年から20年までのいろいろな推移があるんですが、訪問介護だとか入浴介護とかあるん
ですが、総じて3年間でふえているんですよ。減っているのは、唯一、福祉用具だけなんですよ、
200件減ることになっているんです。今後こういう福祉用具というのは、軽い方ほど減らしてい
くのかどうか、この辺の見通しをおっしゃってください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

計画書の数字に即してのご質問でございますが、14ページにあります福祉用具の今までの過去
の利用実績、これは人数でなくて、単位で表示されているということにつきましては、当初国の方
も、こういった表示の仕方をおったということで、ご理解をいただきたいと思うんですが、第
3期中での見通しでは、わかりやすく人数表記ということで、ご指摘のように55ページのとこ
ろは平成18年では6,025人、19年度では5,695人、20年度では5,779人というこ
とで人数表記してございます。

この人数が減少傾向にあるかどうかということについては、減らすということではなくて、新し
い制度の見直しの中で、今まで福祉用具の伸び率が非常に大きかったと。ご指摘のように
150何%、あるいは200%を超えるというような伸び率であったことを考えれば、新しい制度
の中で、このぐらいの数字になるであろうという見込みでございます。減らすということではな
くて、推計をした見込みの数字であるということで、ご理解いただきたいというふうに思ってお
ります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

猪又議員。

20番（猪又好郎君）

今後こういう法律が変われば、また別でしょうけども、貸しはがしと言われるようなことのないように、必要な人には必要な用具の貸与をするようにお願いしたいと思います。

国体の問題に入りますが、私が事務局体制を早く急いでくれと言うのは、確かに第1回を開きました。それは各団体のトップが集まって、国体に向けて頑張ろうと、こういう関の声を上げた第一声だと思っております。ただ具体的に動くのは2回目からの、各専門委員会が機能して初めて動き出すと思うんですね。それを動かすには、事務局は片手間ではできないような内容だと思います。

私も兵庫の国体で、ソフトボールの会場になった4市の皆さんから話を聞く機会がありまして、どれが一番大変なのかなと思ったときは、国体の前の年にやる全国大会のプレ国体みたいなことを地元でやるんですが、それを国体だと思って準備しないと、そこから後の1年は非常に大変ですよと。こういう話を聞いてきたんで、まだ3年あるなという話ではなくて、2年しかないという話で、ぜひ動いてほしいと。こういうふうに、これは口幅ったい言い方になりますけども、ぜひ事務局機能というのをきちんとつくっていただいて、その4つの専門委員会がすぐ機能できるように、動き出せるようにしていただきたい。県の方から、金が幾ら来るかわからんという話ですから、金がなくてやるというのもちょっと無理なんですけど、その辺のところを考えておりますので、ぜひ早目に事務局体制をつくっていただきたいというように思います。

次、2番の福祉有償運送については、同僚議員の松田議員が前にしゃべってますので、重複しても困りますから、この後、関連質問をやるようになってますので、私の発言はこれで終わります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、猪又議員の質問が終わりました。

関連質問ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

お願いいたします。

福祉有償運送の条件ということで、先ほど市長からありました。私の質問について、糸魚川ガイドラインについては、損害賠償の措置のみであってほかは変わってない、こう言われましたが、それでよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

お答えをいたします。

主な改正点ということで、ご理解をいただきたいと思います。それだけであるというふうに限定的な発言であったとすれば、主なものということで、といたしますのは、文言の詳細については、全

部国の示したものを踏まえながら精査をして、でき上がったガイドラインでございます。その中で、対象者の部分については、国の示したとおりであるということを申し上げたかったわけでありまして、ほかの点でじゃあ全然変わってないのかということになれば、細かな表現では変わっている部分はございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

8月23日の委員会で、運営協議会の開催についてということで、7月28日、8月10日。8月10日は私も傍聴させていただきました。そのときグレーゾーンという話が出ているんですね。私はこのグレーゾーン、先ほどから言ってるけど2次判定ということになるんでしょうか、ここが非常に微妙なんです。これはどう理解したらいいんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

法律といいますか、国の示した対象者のとらえ方では、先ほど来くり返しておりますように、単独では公共交通機関の利用が困難な者というふうに規定をしております。その困難な方を、どういうふうに押さえるのかというのが非常に難しいというのは、運営協議会の中でも再三議論になったところでありまして。その部分を指して、いわゆるボーダーライン的な部分を、グレーゾーンとお話をしたような経過がございます。

ただ、そのグレーゾーンのところを行政で判断する以上、やはり一定の基準をつくらなければならない。どこにその基準をつくるかということで、先ほどお話ししましたように運営協議会の中で、一定の基準をどれを使うかという議論をしたと思います。その中で、高齢者については介護の認定をするときの調査員の判定、要するに自立度の判定ですね、その指標を使おう。障害の方については障害の等級別の判定を、あるラインでもって線を引きましょうという議論をして、それについてはNPOの代表の方もおいででありましたし、当然、事業者、運輸局、運営協議会の構成メンバーの中で議論をして、決められた基準であるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

2次判定をどれだけのスปีド感でやるか、判定するかということだと思っんですよね。要は、先ほど私、具体的に言ったけど、このグレーゾーンの中に入っている人たちが、やってほしい、認めてほしいと言っているんだけど、ここが今所長が言うように外れちゃってる部分があるんですね。それをもう一度申請したら、認めますよという話があった。でも、それはもう実際にNPOの皆さんがそれぞれの皆さんから聞いて、そうやって調べて出しているんですから、これをどうスปีドアップして、認定して、よりよい移動体制にもっていくかということだと思っんですが、その

辺いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

2次判定という言葉をお使いになったんで、1次判定と言いますが、市の方で一定のガイドラインといいますか、運営協議会の中で合意をした基準でもって判断をさせていただいて、対象になる方、対象外になる方を名簿に表示をして、NPOの方へお返しをする。その中で再度、この方はどうしても該当するんじゃないかというようなお話があれば、またいただいた中で小委員会で、議員が言われる言葉でいけば、2次判定ということになるんですが、そういう対応をしましょうと。これも約束の中で、ルール化されております。

ただ、現実には市の方が1次判定をしてお返ししたものについて、2次判定に上がってきたという事例がまだございません。それで議員がご指摘になるような問題がもしあれば、今後、小委員会の中での対応、NPOの方と十分議論をしながら、そのルールが機能するように、対応していかなければならないというのが1点ございます。

それともう1つは、高齢者の容体が時々刻々変化してるというのは、これも事実でございます、介護保険制度の中でも早ければ6カ月、長ければ1年から2年というふうに、再度認定するチャンスがございます。その中で、新たな認定の中で該当するというのも、1つの見直しの部分であろうというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。

30番（松田 昇君）

私、2次判定と言ったんですが、勝手につけた名前です。ある意味では個別判定と言ったらいいでしょうかね、要はグレーゾーンに入った人たちは、個別に判定していきますよということだと思うんですね。だからグレーゾーンで入っていない人たちは、もう先ほどから言ってる介護認定票で、きちっともう分けちゃっているわけですよ。

ですから、ある意味では本当に困っている人たちが助けを求めている、そういう申請だと私は思うんですね。その辺は、運営協議会の合意がなければできない話ですので、そこは私も理解をいたしますが、ただ、行政の向き方としては先ほどから言ってるように、困っている人たちを助ける福祉行政というものを、一人ひとりの市民に目を向けたそういう取り組み方を、ぜひしていただきたいことをお願いして、運営協議会の中でまた論議をしていただきたいことをお願いいたしまして、私の関連質問を終わります。

議長（松尾徹郎君）

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時10分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+